


活動報告書兼領収書等添付票

項目	研修費
整理番号	1

① 年月日・時間	①令和4年10月20日(木) 13時～16時45分 ②令和4年10月21日(金) 8時30分～11時30分
② 場所	①市民会館シアーズホーム夢ホール(熊本県熊本市) ②宇城市松橋総合体育文化センターウイングまつばせ(熊本県宇城市)
③ 相手方	①小田切 徳美 明治大学農学部教授, 関司 直也 法政大学現代福祉学部教授 他 ②宮口 侗 早稲田大学名誉教授
④ 参加者	①徳島県議会議員 杉本 直樹、岡本 富治、西沢 貴朗、岩丸 正史、井下 泰憲、増富 義明 ②徳島県議会議員 杉本 直樹、井下 泰憲、増富 義明
⑤ 目的・内容	「全国過疎問題シンポジウム2022inくまもと」に参加 ①10/20全体会(市民会館シアーズホーム夢ホール) 基調講演 「『にぎやかな過疎』を目指して」 パネルディスカッション 「『過疎 新時代』新しい時代の流れを力にするー創造的復興の現場からメッセージー」 ②10/21第1分科会(宇城市松橋総合体育文化センターウイングまつばせ) 過疎地域持続的発展優良事例発表会

⑥ 政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠

⑦ 経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
	宿泊費	8,500	10/10	8,500	10/20 宿泊代 8,500円×1泊(三井ガーデンホテル熊本 泊)		
	交通費	35,080	10/10	35,080	10/20～21JR往復代(高松駅⇄熊本駅)		
	交通費	1,030	1/2	515	10/20 タクシー代 (熊本駅⇒市民会館シアーズホーム夢ホール)		
	交通費	5,830	1/3	1,944	10/21 タクシー代 (宿泊先⇒宇城市松橋総合体育文化センター)		
	交通費	5,190	1/3	1,730	10/21 タクシー代 (宇城市松橋総合体育文化センター⇒熊本駅)		
	駐車料	4,000	10/10	4,000	10/20～21 駐車場代(高松駅)		
	合計	59,630		51,769			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 充分に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
<input checked="" type="checkbox"/> 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	51,769 円
-----------	----------

領 収 書

№ 169532

徳島県議会事務局
増高 義明 様

¥ 8,500 -
但し 全国巡回内定額シブシブ
宿泊代
として上記金額正に受領致しました

収 入
印 紙

平成 4 年 10 月 11 日 現金 小切手 振込
令和



熊本市中央区萩原町3-21 サザン
熊本バス ツーリスト サービス
(熊本バス株式会社)



取扱者印



TEL 096-379-8001
FAX 096-379-8711

御注意 金額を訂正したもの又は取扱者印なきものは無効です

28.11 3×50=300

領 収 証

現・チ・ク・割引 No.4849
 日付 2022年10月20日
 車番 005143 0000
 基本運賃 ¥1,030円
合計 ¥1,030円

上記の様に領収致しました

毎度ご乗車ありがとうございます。
 お忘れ物、お問い合わせは下記までご連絡下さい。



(有)銀杏交通タクシー

熊本県合志市栄2127-39

☎ 096-248-0231

またのご乗車、お待ちしております。

領 収 書

2022年10月21日
 車両番号 1310
 運賃 ¥5830円
合計 ¥5830円



タクルー

(株)TaKuRoo タクシーコール熊本

熊本市西区上熊本3丁目1-36

TEL 096-356-5555

FAX 096-356-5566

領 収 証

毎度ご乗車ありがとうございます。

無線番号 217号
 2022年10月21日

乗車料金
¥5190円

立替金
 円

上記の通り正に領収致しました。

松橋タクシー 有限
 会社
 宇城市松橋町松橋1199-1
☎ 0964-32-1160

西の丸駐車場 3

久米加 (株) パーキング
 087-851-0521

《 領 収 書 》


[NO. 7]
 22年10月20日07:44 --10月21日16:12
 駐車料金 ¥4,000円

現金 ¥4,000円
 釣銭 ¥0円
 NO.182933

活動報告書兼領収書等添付票

項目	研修費
整理番号	2

① 年月日・時間	①令和4年11月11日(金)12時30分～13時00分 ②令和4年11月11日(金)13時15分～15時30分						
② 場所	①②イイノホール(東京都千代田区)						
③ 相手方	①柴田 正敏 全国都道府県議会議長会会長 他 ②勢一 智子 西南学院大学法学部教授 他						
④ 参加者	①②徳島県議会議員 岩丸 正史、増富 義明						
⑤ 目的・内容	①全国都道府県議会議長会等主催「住民の負託にこたえ、活力ある地方議会を目指す全国大会」に参加。 ②総務省主催「地方議会活性化シンポジウム2022」に参加。						
⑥ 政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠	全国都道府県議会議員研究交流大会 令和4年11月9日(水)13時30分～17時、10日(木)10時30分～15時 に出席、公費負担分32,614円						
⑦ 経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
	旅費	49,800		17,186	11/9～11 2泊3日旅行バック利用 往路：11/9 JAL454 9：05徳島発⇒10：15羽田着 復路：11/11 JAL465 19：35羽田発⇒20：55徳島着 宿泊先：東京虎ノ門 東急REIホテル(2泊) 充当額：49,800円-32,614円=17,186円		
	合計	49,800		17,186			

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 充当に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
<input checked="" type="checkbox"/> 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	17,186 円
-----------	----------

221852200
2022年9月28日

領 収 書

増富義明

様

金額 ¥49,800.-

上記の金額正に領収いたしました。

※但し、航空券代・宿泊代等として

取扱番号：31449568

出発日：2022年11月9日(水)

発行所：JAL eトラベルプラザ

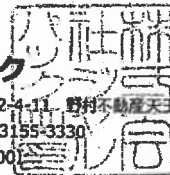
備 考：クレジットカード・その他のお支払いを含みます

株式会社ジャルパック

〒140-8658 東京都品川区東品川2-4-11 野村不動産天竺洲ビル

JALダイナミックパッケージ 050-3155-3330

(電話受付時間 09:00~18:00)



活動報告書兼領収書等添付票


項目	広聴広報費
整理番号	1

① 年月日	令和5年3月1日
② 内容	発行部数 3,000部 配布方法 郵送・事務所での配布・吉野川市外への郵送・ポストイング 内容 県政報告書を印刷し、吉野川市において上記の方法により地域住民に配布し、広報公聴活動を行う。 ※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること

③ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠

④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷成果物	発送物写し
	郵送費	362,600	27/28	349,650	県政報告書郵送代金 2,590×単価140円=362,600		✓
郵送費	2,800	27/28	2,700	県政報告書郵送切手代金 20×単価140円=2,800		✓	
製作費	30,000	27/28	28,928	レイアウト、デザイン料一式 30,000円			
印刷費	96,810	27/28	93,352	県政報告書印刷代金（プリントバック）96,810円	✓		
消耗品費	10,500	27/28	10,125	透明封筒代金 3,000×単価3.5円=10,500円			
消耗品費	7,582	27/28	7,311	タックシール代金 7,582円			
合計	510,292		492,066				

(注) 専ら来費や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。
 (注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。
 (注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	經理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 後援会主催の報告会等ではない	
<input checked="" type="checkbox"/> 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
<input checked="" type="checkbox"/> 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
<input checked="" type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	27/28
政務活動費の支出額	492,066 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領収書

様

[別納引受]
第一種定形外(規格内)
@140 99.0g ¥56,000
400通 ¥56,000

小計 400通 ¥56,000

郵便物引受合計通数 400通 ¥56,000
課税計(10%) ¥5,090
(内消費税等 ¥0
非課税計 ¥0

△計 ¥56,000
お預り金額 ¥60,000
おつり ¥4,000

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年2月6日 9:07
発行No. 230206A1366 端N13箱01
連絡先: 鴨島郵便局
TEL: 0570-943-934

領収書

様

[別納引受]
第一種定形外(規格内)
@140 99.0g ¥84,000
600通 ¥84,000

小計 600通 ¥84,000

郵便物引受合計通数 600通 ¥84,000
課税計(10%) ¥7,636
(内消費税等 ¥0
非課税計 ¥0

△計 ¥84,000
お預り金額 ¥90,000
おつり ¥6,000

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年2月2日 12:52
発行No. 230202A1277 端N13箱01
連絡先: 鴨島郵便局
TEL: 0570-943-934

領収書

様

[別納引受]
第一種定形外(規格内)
@140 99.0g ¥49,000
350通 ¥49,000

小計 350通 ¥49,000

郵便物引受合計通数 350通 ¥49,000
課税計(10%) ¥4,454
(内消費税等 ¥0
非課税計 ¥0

△計 ¥49,000
お預り金額 ¥50,000
おつり ¥1,000



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年2月1日 12:47
発行No. 230201A1216 端N13箱01
連絡先: 鴨島郵便局
TEL: 0570-943-934

領収書

様

[別納引受]
第一種定形外(規格内)
@140 99.5g ¥5,600
40通 ¥5,600

小計 40通 ¥5,600

郵便物引受合計通数 40通 ¥5,600
課税計(10%) ¥509
(内消費税等 ¥0
非課税計 ¥0

△計 ¥5,600
お預り金額 ¥10,000
おつり ¥4,400



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年1月31日 16:14
発行No. 230131A1181 端N13箱01
連絡先: 鴨島郵便局
TEL: 0570-943-934

領収書

様

[別納引受]
第一種定形外(規格内)
@140 99.0g
¥64,400
460通
¥64,400

小計 ¥64,400

郵便物引受合計通数 460通
課税計(10%) ¥64,400
(内消費税等 ¥5,854)
非課税計 ¥0

合計 ¥64,400
お預り金額 ¥65,400
おつり ¥1,000

印紙税申告納
付につき麴町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年2月14日 9:32
発行No. 230214A1737 端N13箱01
連絡先: 嶋島郵便局
TEL: 0570-943-934

領収書

様

[別納引受]
第一種定形外(規格内)
@140 99.0g
¥47,600
340通
¥47,600

小計 ¥47,600

郵便物引受合計通数 340通
課税計(10%) ¥47,600
(内消費税等 ¥4,327)
非課税計 ¥0

合計 ¥47,600
お預り金額 ¥50,000
おつり ¥2,400



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年2月8日 9:34
発行No. 230208A1472 端N13箱01
連絡先: 嶋島郵便局
TEL: 0570-943-934

領収書

様

[別納引受]
第一種定形外(規格内)
@140 99.0g
¥56,000
400通
¥56,000

小計 ¥56,000

郵便物引受合計通数 400通
課税計(10%) ¥56,000
(内消費税等 ¥5,090)
非課税計 ¥0

合計 ¥56,000
お預り金額 ¥56,000

印紙税申告納
付につき麴町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年2月7日 9:05
発行No. 230207A1424 端N13箱01
連絡先: 嶋島郵便局
TEL: 0570-943-934

領収書

様

[販売]	
140円普通切手・ヤマブキ	
140円 20枚	¥2,800
小計	¥2,800
課税計(10%)	¥0
(内消費税等)	¥0
非課税計	¥2,800
合計	¥2,800
お預り金額	¥10,800
おつり	¥8,000



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年2月14日 9:33
発行No. 230214J4282 端N13箱01
連絡先: 鴨島郵便局
TEL: 0570-943-934

receipt

領 収 書

2023年1月27日



増富義明 様

合計領収額

¥ 30,000 -

但し、県政報告書(A4・28P)デザイン料・データ入稿料 として
上記正に領収いたしました。



送り状 兼代引金額領収書		発送日	: 23年01月26日	
〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 増富義明(鴨島) 増富義明		お問い合わせNo.	: 5184-7538-2180 個数 : 16	
お届先 様 様 様	代引金額(消費税含)	¥96,810	 80 サイズ	
	消費税等	¥8,801	 100-サイズ	
	上記代金を領収致しました。 領収日 年 月 日		 140 サイズ	
	決済種別 <input type="checkbox"/> 飛脚宅配便 <input type="checkbox"/> 飛脚フリーサイズパッケージ			
京都府向日市森本町野田3-1 株式会社プリントバック 株式会社プリントバック 0120-977-920	佐川急便問合	0771-25-7510	印刷物 県政報告書28P 3000部×1種 同封 【土・日・祝を含め何曜日でも受取可】 品名・荷姿	
領収書発行者 佐川フィナンシャル㈱ 東京都江東区新砂1-8-10	佐川急便問合	0771-25-7510	付 印紙税申告納 税務署承認済 付につき下京 税金 23.1.28	
東京代行者 佐川急便問合	東京都江東区新砂1-8-10	東京都江東区新砂1-8-10	クレジットカードでのお支払いも可能です 金引券での支払いは不可です	

注文番号250-7663628-7529441の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2023年2月28日
注文日: 2023年2月4日
Amazon.co.jp 注文番号: 250-7663628-7529441
ご請求額: ¥3,500

様

2023年2月4日に発送済み

注文商品 価格
1点 アート・エム【国産】テープ付 A4【A4用紙/DM用】透明OPP袋(透明封筒)【1000枚】30ミクロン厚 ¥3,500
(標準) 225x310+40mm
販売: 株式会社アート・エム(土・日・祝日も365日毎日発送しています!) (出品者のプロフィール)

コンディション: 新品
新品。1000枚(100枚入x10袋にて発送いたします。)※土曜、日曜、祝日も毎日発送させていただきます。

お届け先住所:
増富義明
779-3403
徳島県 吉野川市山川町八幡163

配送方法:
お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:
Visa 下4桁 [REDACTED]
一括払い

商品の小計: ¥3,500
配送料・手数料: ¥0

請求先住所:
マストミヨシアキ
776-0010
徳島県 吉野川市鴨島町鴨島235

注文合計: ¥3,500
ご請求額: ¥3,500

クレジットカードへの請求

Visa(下4けたが [REDACTED]): 2023年2月4日: ¥3,500

注文の状況を確認するには、[注文内容](#)をご覧ください。

注文番号249-8425485-6644623の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2023年2月28日
注文日: 2023年1月23日
Amazon.co.jp 注文番号: 249-8425485-6644623
ご請求額: ¥7,000

様

2023年1月23日に発送済み

注文商品 価格
2点 アート・エム【国産】テープ付 A4【A4用紙/DM用】透明OPP袋(透明封筒)【1000枚】30ミクロン厚 ¥3,500
(標準)225x310+40mm
販売: 株式会社アート・エム(土・日・祝日も365日毎日発送しています!) (出品者のプロフィール)

コンディション: 新品
新品。1000枚(100枚入x10袋にて発送いたします。)※土曜、日曜、祝日も毎日発送させていただきます。

お届け先住所:
増富義明
779-3403
徳島県 吉野川市山川町八幡163

配送方法:
お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:
Visa 下4桁 [REDACTED]
一括払い

商品の小計: ¥7,000
配送料・手数料: ¥0

請求先住所:
マストミヨシアキ
776-0010
徳島県 吉野川市鴨島町鴨島235

注文合計: ¥7,000
ご請求額: ¥7,000

クレジットカードへの請求

Visa(下4けた [REDACTED]): 2023年1月23日: ¥7,000

注文の状況を確認するには、[注文内容](#)をご覧ください。

注文番号249-7324647-2642210の領収書(再発行)
このページを印刷してご利用ください。

再発行日: 2023年2月28日
注文日: 2023年1月9日
Amazon.co.jp 注文番号: 249-7324647-2642210
ご請求額: ¥7,582

様

2023年1月9日に発送済み

注文商品
1点 エーワン ラベルシール インクジェット A4 12面 100シート 28916
販売: アマゾンジャパン合同会社
コンディション: 新品

価格
¥3,791

お届け先住所:
増富義明
779-3403
徳島県 吉野川市山川町八幡163

配送方法:
お急ぎ便

2023年1月9日に発送済み

注文商品
1点 エーワン ラベルシール インクジェット A4 12面 100シート 28916
販売: アマゾンジャパン合同会社
コンディション: 新品

価格
¥3,791

お届け先住所:
増富義明
779-3403
徳島県 吉野川市山川町八幡163

配送方法:
お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:
Visa 下4桁 [REDACTED]
一括払い

商品の小計: ¥7,582
配送料・手数料: ¥0

請求先住所:
マストミヨシアキ
776-0010
徳島県 吉野川市鴨島町鴨島235

注文合計: ¥7,582

ご請求額: ¥7,582

クレジットカードへの請求

Visa(下4けたが [REDACTED]): 2023年1月9日: ¥3,791
Visa(下4けたが [REDACTED]): 2023年1月9日: ¥3,791

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

料金別納
郵便

ますとみ義明 県政報告書

令和元年度は総務委員会委員。

地方創生対策特別委員会委員

令和2年度は文教厚生委員会副委員長。

次世代育成・少子高齢化対策特別委員会委員

令和3年度は経済委員会委員。

地方創生対策特別委員会委員長

令和4年度は総務委員会委員長。

地方創生特別委員会委員として

質問した議事録を要約して紹介しています。

ごあいさつ

皆様には、常日頃からのご理解とご支援を賜り、心からお礼申し上げます。

2019年10月に徳島県議選吉野川選挙区補選で当選してから約3年が経ちました。その間、徳島県全体または地元吉野川市における様々な問題・課題に精力的に取り組んで参りました。これまでの足跡をお伝えするために、この県政報告書を作成いたしましたので、ぜひご一読いただければ幸いです。

徳島県議会

3年間で本会議・委員会での
320回以上の質問を
まとめました。

公安委員会関係

未利用財産の利活用に
ついて

Q

警察署、交番・駐在所等の施設について、どのように管理されているのか。また、現在利用されておらず、今後利用することがない施設はどの程度あるのか。

A 高橋会計課長

管理は警察本部会計課、拠点整備課、また警察署のほうで適切に管理している。今後、利用する計画のない未利用財産は、土地7か所、建物5か所である。

Q

未利用財産の維持管理に係るコストはどれくらいなのか。

A 高橋会計課長

昨年度であれば年間155万円程度を支出

している。

その他の質問

・売却する場合どのような手順を踏んでいるのか。
・未利用財産の利活用について、どのように考えているのか。
・警察施設に特化した今後の在り方は。
・児童虐待への対応について

Q

虐待について、徳島県警察はどのように対応しているのか。

A 西岡生活安全企画課長

子供の安全確認と安全確保を念頭に、各種取り組みを行っている。

Q

通報や市町村からの連絡、児童相談所から相談や報告があった場合は、警察がそういう所に行くのか。

A 西岡生活安全企画課長

児童虐待が疑われる

事案を認知した場合、現場臨場して児童の安全を直接確認するなど、児童の安全を優先している。



県民環境部関係

マリッサとくしまの取り組みについて

Q

マリッサとくしまは、どのような取り組みをしているのか。

A 飯田次世代育成・青年課長

検索システムを活用した一対一のお見合いマッチング、婚活イベントやプチコンといったような出会いイベントの開催、結婚を希望される一人一人に寄り添ったきめ細やかな支

援を行っている。

Q

どれだけの方が利用し、結婚した実績は。

A 飯田次世代育成・青年課長

令和元年11月30日時

令和元年12月13日

令和元年11月定例会 地方創生対策特別委員会 (付託)

新規就農者の確保対策について

Q

新規就農の状況は。

A 美馬農林水産総合技術支援センター人材育成担当室長

ここ数年、毎年100名から140名の範囲で推移し、平成30年度においては126名が新たに就農している。

Q

移住就農はどのような形になっているのか。

A 美馬農林水産総合技術支援センター人材育成担当室長

主な取り組みとして、

点で成立したカッブルは1016組。結婚に至ったカッブルは43組。その他の質問

・県南部や県西部の方が利用しにくいのではないか。

県南の3町とJA、農業支援センターが一体となって施設キュウリ栽培を核とした移住就農者の受け入れを行う、きゅうりタウン構想に基づき、海部きゅうり塾での研修を通じ、これまで16名の方が移住して就農している。

その他の質問

・新規就農者の育成確保に向けての対策は。

・県外から移住就農を呼び込むために、どのような取り組みをしているのか。

転入転出の均衡に向け
た取り組みについて

Q 地方創生実現のため
には、県外からの移住
というのが、一番必要
だと思っただが。

A 田上地方創生推進課長
徳島駅前と東京有楽町
で相談窓口を開設し、県
外から徳島への移住の相
談を受けている。その結果、
平成28年は842名、平
成29年は1200名、平
成30年は1402名と順
調に推移し、上半期時点
で789名、前年度同期
比200名増加している。

Q 県外の転出超過が一
向に改善していないが、

どのような取り組みを
進めていくのか。

A 田上地方創生推進課長
新たな総合戦略の骨
子について若者、女性
目線、大阪圏といった
取り組みを強化すべき
視点に基づき、新たな
移住対策の推進、充実に
取り組んで参りたい。



県外移住789人 200人増

市町村の窓口でアンケートし、県外からの転入者のうち、転勤や進学を除き、自らの意思で移住した人を移住者として集計した。就職で県外から転入した新

徳島県内への2019年度上半期(4～9月)の移住者数は、前年同期比200名増加した。789人だったことが13日、県の発表で明らかになった。県は19年度の移住者数を1600人としている。県議会地方創生対策特別委員(増富義明)の質問に答えた。

入社員も含まれる。佐那河内村を除く23市町で移住者があった。市町村別で、最も多かったのは阿南市で145人、次いで(前年同期133人)。L

取り関連企業が立地していることなどが要因とみられる。次いで本年度から移住相談員を2人配置した徳島市の84人(62人)、藍住町71人(60人)だった。10人未満だったのは佐那河内村を含む8市町村。那賀町5人(4人)、板野町5人(6人)、勝浦町7人(5人)、美波町7人(2人)などとなっている。18年度の県内への移住者数は1402人だった。(坂田佑耶)

令和2年2月20日 令和2年2月定例議会 一般質問

地域人口の急減に対処
するための特定地域づ
くり事業について

Q 人口減少が進む中山
間地域の活力を維持す
るために新たに制定さ
れた特定地域づくり事
業推進法について、県
としてどのように取り
組んでいくのか。

A 飯泉知事
新たな取り組みがい
ち早く具現化するよう、
市町村や地域の団体・
企業を対象に実践セミ
ナーを開催するととも



令和2年2月一般質問

に、人材確保を初めと
する事業運営上の課題
解決に向け、関係団体
と連携のもと、きめ細
やかな支援を行うなど、
積極的にモデル事例の
創出を図って参ります。
スマート農業の推進に
ついて

Q 若者が魅力を感じる
産業として農業を維持
発展させるため、IoT
やAIなどの先端技術
を活用したスマート農
業の推進にどのように
取り組んでいるのか。

A 手塚農林水産部長
IoT、AI、5Gな
どの最先端技術を活用
し、これまで農業者の
長年の経験と勘により
構築、継承されてきた、
匠のわざのデータ化や
明文化を行い、若手農
業者や新規参入者の技
術習得期間の大幅な短縮

や、最適な栽培環境の確
保など、新時代の農業を
推進して参る。

Q 高齢者の介護を担う
介護職員数が不足する
ことが懸念されている
中、介護の現場で働く
介護職員の人材の確保
や定着に向け今後どの
ように取り組んでいく
のか。

A 仁井谷保健福祉部長
介護現場の負担軽減
につなげる徳島県版介
護助手制度の創設、介
護に関心を持つ未経験
者の方々に、入門的研
修を県内各地で開催す
るなど参入促進を図つ
ている。また、介護職
への新規参入や離職防
止、定着促進を図るた
め、人材育成や就労環
境の改善など、介護事
業者における取り組み
を見える化する認証評
価制度の導入について
検討する。

3

県職員の仕事方改革について

Q 県が徳島ならではの働き方改革をさらに推進し、男性の育児休業の取得率の向上はもとより、日本の働き方改革のモデルになつていくべきと考えるが、これまでの成果と今後の取り組みは。

A 久山経営戦略部長

これまで在宅勤務や県庁版サテライトオフィスといったテレワークの活用、音声自動文字起こしや議事録の要約へのAIの活用など、県庁の働き方改革を推進してきた。来年度は5Gを初め、さらなる革新的技術を駆使し、一層の業務効率

6月「地域推進法」施行 増富氏 モデル事例 積極的創出 知事



増富義明氏(自民) 過疎地での雇用の増加を、積極的にモデル事例の目指し、地域

の若者や移住者を雇う。増富氏 大阪を起点に四国を經由して九州をつなぐ横軸ルートの四国新幹線の整備が西日本の活性化につながる。知事 四国や関西の自治体、経済界と連携を強化して取り組む。全国知事会長

飯泉嘉門知事 国や商工団体などを交えた総合的な推進体制をつくる。市町村

化を図って参る。

Q 四国新幹線について

本県にとって関西国際空港とアクセスを含む四国新幹線の実現は、はかり知れない効果をもたらすことが期待できる。この壮大なプロジェクトを実現させてはどうか。

A 飯泉知事

四国新幹線は、次代を担う若者の夢や希望の実現に向けたまさに未来投資であり、四国のみならず西日本、ひいては日本全体の活性化につながる地方創生回廊実現への起爆剤となる。今後とも、四国新幹線の実現に向けしっかりと取り組みを進めていく。

Q 「あわ文化」の振興について

国際スポーツ大会の開催により、増加が見込まれるインバウンド対策として、今後阿波人形浄瑠璃をはじめとしたあわ文化の魅力を

どのように海外に向けて発信していくのか。

A 福井副知事

県では阿波藍、阿波人形浄瑠璃、阿波おどり、ベートーヴェン第九をあわ文化四大モチーフに位置づけ、さまざまな文化活動を通じ、その魅力を国内外に向け積極的に発信してきた。また、訪日外国人の誘客へとつなげる、国際スポーツ大会・インバウンド推進統括本部を設置し、全庁挙げた取り組みをさらに強化している。

Q 多様な障がいのある児童生徒がその個性や能力を発揮し、地域で活躍できるように、新しい時代の特別支援学校のあり方についての構想は。

A 美馬教育長
令和2年度に特別支援学校在り方検討委員会(仮称)を設置し、発達障がいや精神疾患等の専門性を他の特別支援学校と相互に提供し合う特別支援学校間ネットワークの構築等、教育環境の整備などについて検討を進めて参る。

令和2年2月25日 令和2年2月定例会 総務委員会 (付託)

公安委員会関係

児童虐待事案に関する児童相談所との連携について

Q 昨年中、警察が把握した児童虐待事案はどの程度あったのか。ま

た、これまでの推移は。

A 西岡生活安全企画課長
平成20年代前半は、年間130件から160件くらいで推移し、平成26年以降に年間200件以上。そして、平成30年に初めて30

0件を超え、昨年は394件である。

Q

児童相談所へ通告した件数は。また、虐待の種別等は。

A 西岡生活安全企画課長

令和元年中に取り扱った事案394件中、214件を児童相談所に通告している。心理的虐待126件、身体的虐待52件、怠慢または拒否が35件、性的虐待は1件である。

その他の質問

これまでの警察の児童虐待事案絡みの検挙状況は。

・児童相談所と警察との連携について、今後の状況は。

・徳島県の児童相談所から、少しでも敏感な事案を警察に持ってきたとき、これに対応できるのか。

県民環境部関係

児童虐待について

Q

児童虐待の相談対応

件数は、児童相談所も増加していると思うが、相談対応状況は。

A 石炉こども未来応援室長

平成30年度の相談対応件数は全国でも15万9850件、本県は756件であり、これまでの過去最高を上回り高い数字となっている。

Q

児童相談所での対応が困難なケースもあり、警察や関係機関との協力が要らないか。

A 石炉こども未来応援室長

情報共有や定期的な連絡会議の開催、合同研修や、立入調査等の実地研修を行い、日頃から関係機関との連携強化を図っている。

その他の質問

・児童福祉司は主に何をやる方なのか。
・市町村に対しての支援は。

令和2年3月2日
令和2年2月定例会 地方創生対策特別委員会（付託）

第1期総合戦略の成果と課題について

Q

改善点と成功事例は。

A 田上地方創生推進課長

2019年宿泊旅行統計調査速報値で本県のインバウンド、外国人延べ宿泊者数が6年連続の増加で14.5%の増加等、様々な成果を着実に積み上げることができた。一方、東京一極集中が更に拡大しており、人口動態は非常に厳しい状況が続いている。

Q

新しい総合戦略の方向性と意気込みについて

Q

2期目の目標は。

A 田上地方創生推進課長

若者、女性目線、関西大阪圏へのターゲットとしての強化、SDGsの取り組みの推進、また地方創生の基盤を

なす人材の育成を大きく掲げたところである。

関西国際空港からのインバウンド誘客について

Q

県として関西国際空港からのインバウンド客をどう取り込むのか。

A 岩野海外誘客室長

関西観光本部へ職員を派遣し、周遊促進に向けた連携の強化、現地旅行会社との商談会への参加、関西エアポートなど官民一体となり海外トッププレスサービスの実施などに取り組んできた。

新たな「海上交通」実証運航事業について

Q

海上交通の実証運航事業の内容は。

A 遠藤運輸政策課長

訪日外国人の集客が見込める期間等を視野に、大阪湾ベイエリア



を望む空港等を接続した、周遊ルートを設定し、モニターツアー等の実証運航を実施し、ニーズの把握や課題の抽出を行いたい。

その他の質問

・かつて運航されていた高速船が廃止されたという経緯があるが、今後どのように工夫をしていくのか。

LCCの誘致について

Q

LCC*の誘致については。

A

以西次世代交通課長

現在就航している香港線を最重点課題とし、

LCCとは…無料サービスの廃止や有料化、機内設備を簡素にするなど、効率的な経営により正規運賃自体を低価格にしたLCC(ローコストキャリア)のことです。

通年化に向けた取り組みを進めるとともに、LCC路線をはじめ国内各ブロックの拠点空港

を結ぶ新たな路線の実現に向け、しっかりと取り組んで参りたい。

令和2年4月28日
文教厚生委員会（事前）

保健福祉部・病院局関係
県外からの来県者による感染拡大防止対策について

Q

強制的に指導や改善をなかなか指示できないという事柄に対して、県として今後どのような取り組みでいくのか。

A 仁井谷保健福祉部長

あくまで今の主眼は県外をまたいだ往来を控えるという対応を関係部局で行っている。

介護事業所、障がい者施設について

Q

施設の人員基準、運営基準について、やむを得ず欠勤しなければならぬ職員がいて、

教育委員会関係
運動部活動の代替大会について

Q

新型コロナウイルス感染症の影響で多くのスポーツ大会が中止となっている。代替大会というのが全国的に話題になっているが、今後どのように取り組むのか。

A 吉岡体育学校安全課長

県教育委員会として、感染拡大防止対策や、

令和2年6月10日
文教厚生委員会（事前）

安全面・財政面も含め、できる限りの支援をして参りたい。

Q

スポーツ庁長官から代替の大会に対して補助金が頂けるといふことだが、どのようなものに使うのか。

A 吉岡体育学校安全課長

今、国会の審議が終わったかどうかのタイミングであり、具体的な内容が分かり次第、検討する。

令和2年6月12日
次世代育成・
少子高齢化対策特別委員会（事前）

保育所等入所待機児童について

Q

県内の待機児童が、4月1日速報値で61人、昨年比べて12人少ないという事だが、

A 高島次世代育成・青年課長

市町村の施設整備による受皿の拡充や丁寧な入所調整により、待機児童が減ったものではないかと考える。



Q

子育て安心プランに基づく今年度末の時点で、待機児童ゼロというような目標があるということだが、県の今までの取り組み、また今後の取り組み等は。

A 高島次世代育成・青年課長

待機児童解消に向け、市町村への継続的な施設整備の支援で受皿の拡充を図るとともに、修学資金等の貸付制度の周知や潜在保育士への研修、アクティブ・シニアの保育助手としての活用など保育人材の確保を図ってきた。また今年度は、保育士のマッチング体制の強化等を図っている。その他の質問
・例年4月と10月の年2

回待機児童の調査をしているが、どちらが正確な数字が出るのか。

・徳島市では、保育所の施設整備の事業の見直しということと非常に採めているようだが。

県内における企業主導型保育施設の現状と県の対応について

企業主導型の保育施設は年々増えているのか。また、県内で取り入れている企業数や人数は。そして、県としての今後の対応は。

A 高島次世代育成・青少年課長

令和2年4月1日現在、県内に23施設、定員は838人、利用者数は630人であり、年々増加している状況である。

A 石立労働雇用戦略課副課長

施設の設定運営等に関するノウハウを持つアドバイザーを設置し、国の助成金申請手続へのアドバイスやサポート等を実施しており、今後更なる施設の増加を図りたい。

令和2年9月28日・29日

令和2年9月定例会 文教厚生委員会（付託）

保健福祉部・病院局関係
介護人材不足について

Q

団塊の世代が後期高齢者に達し、2025年には38万人もの介護士が不足するというデータが出ている。本

度が1万4544名と増加傾向ではあるが、実感としてはまだ人材が不足している。

Q

介護人材不足に対する現在の取り組みや、その取り組みの効果は。

A 重田長寿いきがい課長

賃金アップにつながる処遇改善の加算について、何回か数字の増額改定が行われている。また、アクティブシニアの皆様に県版の介護助手制度を創設し、昨年度までに188名の雇用が生まれ、受け入れた介護施設からも好評を頂いている。

その他の質問

・来年度以降について新しい事業等あるのか。

・介護福祉士資格を持っている方の人数やパーセンテージ等は。

・介護福祉士になるには非常にお金が掛かるが県としての支援は。

・地域医療介護総合確保基金というのはどのよ

うな部分に使う基金なのか。

Q

介護予防施策の取り組みについて

一人でも多くの高齢者が介護されずに健康な毎日を送るということが一番大事であり、県としてどのような取り組みを進めているのか。

A 原内生涯健康室長

一般介護予防事業として、65歳以上の方とその支援に関わる方を対象とし、各市町村において筋力づくりや運動機能の向上など、専門職による介護予防教室を開催している。

Q

市町村立の小中学校を退職した校長など管理職を再任用する制度を21年度から導入する目的と意義は。

A 小倉教職員課長

管理職として良い実績を上げてマネジメント能力を持っている方であれば、再任用した際に引き続き管理職としての実績、マネジメントを期待したいということを考えている制度。また近年、採用の少なかった世代や教員の定年退職者の大幅増の時期のしわ寄せもあり、優秀な管理職のなり手の確保ということにも資するためである。

Q

全員を再任用はできないということだが、どのような基準で選考するのか。

A 小倉教職員課長

書類や面接での審査を予定し、これまでの管理職としての実績を強く重視していきたい。



教育委員会関係
小中学校の管理職再任用制度について

その他の質問

・管理職で退職して従来どおり一般職での教員としての再任用はできるのか。

・今年度の3月退職者は小中学校で管理職として何人いるのか。

・今回の再任用制度で何名ぐらい雇い入れするのか。

・若い先生を早い段階で管理職にし、リーダー的な人材を作っていくことも大事だと思いが。県内高校卒業生の就職指導、キャリア教育について

Q

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、県内の高校卒業生には採用内定取り消しなどの影響があったのか。

A 木屋村学校教育課長

本県の高校生については該当なし。

その他の質問

・今後、就職指導を含むキャリア教育に関する外部との連携はどのように取り組むのか。

・今後、就職試験シーズンを迎えると思うが、改めて今年度の教育委員会への対応は。

令和2年11月25日
文教厚生委員会 (事前)

教育委員会関係

県立学校の修学旅行について

川島高校と阿波高校が修学旅行に行ったよ
うだが、日程と場所は。

は三重県であり、川島高校は、三重、愛知、京都方面で宿泊地は三重県、愛知県である。

Q

今回2校が行ったことにより、これから予定する高校等は非常に参考になると思う。教育委員会として、今後のサポートは。

A 佐山学校教育課キャリア

・消費者教育担当室長

感染防止対策などの情報、工夫された点について、機会を捉えて他校にも情報提供し、安全・安心に修学旅行が実施できるよう指導、助言していきたい。

その他の質問

・今回の川島高校と阿波高校が県内で初めての県立学校での修学旅行なのか。

・バスの中の感染対策はどういう対策をしているか。

令和2年12月10日・11日
令和2年11月定例会 文教厚生委員会 (付託)

教育委員会関係

本県小学生の新型コロナウイルス感染症について

Q

感染報告を受けてのいじめや偏見、差別が心配されるが、どのような対応やケアをするのか。

A 濱田人権教育課長

児童生徒からの相談について万全の体制を整え、学校の要請に応じてスクールカウンセラーを派遣することとしている。

Q

しらすぎ中学校が令和3年4月に開校する。現在18名が入学予定だが建物の改修も含め、どのような形で募集したのか。

A 高崎教育創生課長

施設整備については8月下旬より2月末ま



徳島県立しらすぎ中学校

での予定で現在改修工事を行っており、3月末に完成する。また、入学の希望者については9月1日から募集を開始し、それに先立ち8月には美馬市と徳島市で入学説明会、体験授業を実施したところである。

Q

他県では外国人が結構いると聞くが、この18名の中で外国人は何名いるのか。

A 高崎教育創生課長

18名のうち5名の外国籍の方から入学許可の申請を頂いているところである。

その他の質問

・定員がおおむね60名ということだが、例えば60名が80名や90名になった場合、教員の数はどのようになるのか。

・吉野川市から汽車通学だと、通学定期でも1年間にしたら10万円以上掛かる。補助等はないのか。

Q 県立学校における修学旅行について

川島高校と阿波高校の修学旅行について改善点はあるか。

A 佐山学校教育課キャリア・消費者教育担当室長

特に問題なく生徒も楽しい旅行ができ、大きな改善点があったという報告は受けていない。

Q

これから修学旅行を予定している学校はどうするのか。



A 廣瀬医療政策課長

入院病床の稼働状況は、入院患者数のピークは8月28日と翌29日、入院病床に65の方が入院され、全200病床に対する稼働率は約33%。また、入院患者のうち重症患者数のピークについては、9月に数日間を記録した3人であり、全25床に対する稼働率は約12%である。また、軽症者等宿泊療養施設の稼働状況は、宿泊療養者数のピークは8月に数日間を記録した9人であり、当時100室で運用していたので稼働率としては9%である。

A 佐山学校教育課キャリア・消費者教育担当室長
保護者や児童生徒の意見を踏まえた上で、例えば日帰りもしくは1泊程度の研修旅行、校内での体験的活動など、修学旅行に代わる行事を工夫して実施、または検討している状況である。

Q

保健福祉部・病院局関係
新型コロナウイルス感染症対策について
本県では7月から9月において感染者が爆発的に増えたことが、入院病床、軽症者等宿泊療養施設の稼働状況は。

A 蛭原健康づくり課長

はこの病院なのか。不妊治療の実績については助成件数となるが、平成30年度は971件と900件を超え、令和元年度は945件である。また、県内に3医療機関が不妊治療を実施し、徳島大学病院、中山産婦人科、恵愛レディースクリニックで体外受精等を行っている。

Q

不妊治療の主な治療法や費用等については。

A 蛭原健康づくり課長

自由診療なので各医療機関によって金額がいろいろと異なるが、1回あたり大体20万円から50万円ぐらい掛かり、国庫補助事業を使って助成を行っている。また、新鮮胚移植と凍結胚移植という治療方法がある。

その他の質問

不妊治療についての県単独の補助事業等があるのか。



不妊治療に係る国の動きについて具体的にどういうところが変わるのか。

Q

マイナンバーカードを健康保険証として利用することだが、どういうことなのか。

A 福良国保・自立支援課長

マイナンバーカードを使えば就職や転職、引越などでも保険証の切り替え手続などを待たずにマイナンバーカードで受診できたり、医師や歯科医師等がオンラインで薬剤情報等の特定健診情報、また薬剤師等も薬剤情報を確認できるようになるメリットがある。

令和2年12月15日
令和2年11月定例会次世代育成・
少子高齢化対策特別委員会（付託）

新ホール整備等について

Q 今後の新ホールについてのスケジュールは。

A 加藤県民文化課長

年内に基本方針の最終決定し、その後、より詳細なホールの構成や規模、事業費等を定めていく基本計画の早期着手を行う予定である。

新たな青少年センターについて

Q 青少年センターは、若い人がどれぐらいの頻度で、どれぐらいのパーセンテージで使っているのか。

A 高島次世代育成・青少年課長

フットサル場は、25歳以下の若者が約40%の利用。また、2階の体育館については約70%の利用となっている。



徳島文化芸術ホール（仮称）の透視図

Q

アミコビルの屋上で、フットサルのコートが取れるのか。また、今ある体育館の施設に代わるような施設がアミコビルでできるのか。

A 高島次世代育成・青少年課長

アミコビルの屋上で、フットサルの一面の広さぐらいは十分確保できる。また、体育施設は、天井の高い物については少々難しい。

保育所等入所待機児童について

Q

待機児童について、実際は定員よりも希望率は少ないのか。

A 高島次世代育成・青少年課長

各市町村によって状況は異なるが、申込者は少なく、定員のほうが多いという状況である。

Q

子供が生まれてくる状況と比較しても、待機児童数は今がピークではないのか。今後、待機児童については徐々に下がってくるのではないのか。

A 高島次世代育成・青少年課長

子供の出生率が低下し、女性の社会進出も増え、核家族化も進行している。それを見込んで各市町村においても第2期の子ども・子育て支援事業計画を策定し、待機児童対策を行っている。

令和3年2月18日
令和3年2月定例議会 一般質問

飯尾川の治水対策について

Q

上流に向けての河川整備を進めていただくことが何よりも効果的であると考えるが、飯尾川における治水対策の現状と、今後の取り組みは。

A 貫名県土整備部長

河川改修の推進には、上下流への影響に配慮しながら協議、調整を進めている。また、これまで実施してきた堆積土砂の撤去や樹木の伐採は、引き続き精力的に取り組んで参る。

Q 小学校における少人数学級の実現を踏まえた今後の方向性について

A 小学校における三十人以下学級の実現について、GIGAスクール構想※といった令和の教育改革も踏まえ、徳



飯尾川

島の未来を育む教育をさらにさらに推進していくべきだと考えるが。

A 飯泉知事

一人一台タブレット端末の配布を通じた個別最適な学びの推進、学校の働き方改革をさらに推し進める小学校専科指導の展開、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を重点的に行つて参る。

GIGAスクール構想とは…小中高等学校などの教育現場で児童・生徒各自がパソコンやタブレットといったICT端末を活用できるようにする取り組みです。

学校におけるエシカル消費の推進について

Q 全国をリードし、持続可能な社会を実現するため、今後どのように高校におけるエシカル消費の推進に向けた取り組みを発展させ、全国に向けて発信するのか。

A 榊教育長

エシカルとくしま高校生委員会を立ち上げ、オンラインでの学校間の交流や合同研修、各学校で取り組んできた優秀事例の全県展開などにより、さらなる消費者力の育成を図って参りたい。



令和3年2月一般質問

県土強靱化を更に進めるための公共工事の取り組みについて

Q 県民の命と暮らしを守る社会資本整備を着実に推進していく必要があると思うのだが、県土強靱化をさらに進めるため、公共工事を含め今後どのように取り組んでいくのか。

A 買名県土整備部長

今年度、公共事業連絡調整会議を立ち上げ、戦

略的かつ計画的な執行に取り組んできた。今後とも、執行力の強化に努めるとともに、災害から生命や財産を守り、将来への投資となる県土強靱化のさらなる加速に全力で取り組んで参りたい。

Q 本県の移住促進施策の展開について

地方回帰の機運を本県への移住促進の好機と捉え、若者世代に向けた移住施策について、

18日に行われた徳島県議会一般質問と答弁の要旨は次の通り。(1面参照)

エシカル消費推進は 増富氏 高校生委員会 発足へ 教育長



増富 義明氏 (自民)

一環境に配慮した消費活動を意識することで、世界の未来は変わる。次世代を担う高校でエシカル(倫理的消費)をどう進めるのか。



榊浩一教育長 研究などを行う「エシカルクラブ」

を全ての公立高校に設置した。2021年度は各クラブから意欲ある生徒を集め「エシカルとくしま高校生委員会」を立ち上げる。学校間交流やPR動画制作に取り組んでもらう。
一吉野川市の飯尾川上流では豪雨時、浸水被害が発生している。治水対策の現状と今後の取り組みは。
真名功二県土整備部長
四国最大級のポンプを有する角ノ瀬排水機場の整備などにより、14年の台風11号接近時は、同規模の雨量があった10年前に比べ浸水家屋を約8割減少させた。引き続き堆積土砂の撤去と樹木伐採を実施し、浸水被害の軽減を図る。

今後どのように取り組んでいくのか。

A 飯泉知事

自然豊かな徳島への移住及びその後の定住を促進するための移住支援制度、賃貸住宅とタクシーから航空機まで乗り放題を組み合わせ、定額利用することのできる、住まいと移動のサービス提供という、若者世代の皆様方の不安を一挙に解消する徳島独自の応援メニューにより支援を行うて参る。

Q 本県の中山間地域の活性化について

地方への関心が高まる中、農業を入り口に今後、どのように中山間地域の活性化に取り組んでいくのか。

A 松本農林水産部長

コロナ禍により高まった地方への関心を、とくしま回帰の流れにつなげ、就農へ向けた丁寧なマッチングをはじめ、住宅のあっせんや家屋の修繕などの定

住対策とも連携し、一体的に進めたい。

徳島ヴォルティスのJ1復帰を活かした、にぎわいの創出と地域経済の活性化について

Q

徳島ヴォルティスのJ1復帰のこの好機を活かし、にぎわいの創出、そして地域経済の活性化につなげていくためにどのように取り組んでいくのか。

A 後藤田副知事

ヴォルティスのオフィシャルサイトとリンクしたサポーター向けの特設観光サイトの開設や、アウェーゲームでの徳島県観光物産ブースの設置など、年間を通じて全国に徳島の魅力を大いに発信して参る。



教育委員会関係

一人1台タブレット端末の整備状況について

Q

一人1台タブレット端末の納入状況は。

A長町教育次長

この契約は義務教育段階と高校段階に分かれ、義務教育段階の約2万4000台は、もう既に徳島県内には全て到着しているので、各市町村、県のほうへ順次納入されていく。



Q

今年度中には全て配ることが確定しているのか。

A長町教育次長

我々が検品等を行い最終納品となり、配るのは時間の問題と思われる。また、高校段階の方

の病で休まれている。その理由は。

A小倉教職員課長

精神疾患の病気休職者ということで、医師の診断書をもらっており、31名の中でも鬱などが基本的が多い。ただ、なぜ精神疾患かというのは個々の事情にもより、診断書にも出てこないので詳細な記録などはない。

保健福祉部・病院局関係 新型コロナウイルス感染症対策について

Q

社会福祉法人等で規模の小さな法人や個人が経営する事業所に対して、どのような感染対策の指導を行っているのか。

A重田長寿いきがい課長

感染対策指導として、重点的に取り組むべき点をまとめた独自のチェックリストを配布して、対策を指導している。また、施設のほうを保健所と一緒に回

り施設の状況に合わせて感染対策についての指導等も行っている。

Q

人員確保や従業員の教育のほか、運営する上での知識、経験、それらが不十分な事業者に対して、県が今後どのような支援、指導を行っているのか。

A重田長寿いきがい課長

施設の管理体制について適宜、実地指導等を行っている。特に小規模な所については重点的に指導を行い、指導等の中で運営上の課題という部分も十分に聞き取りなどをして、現状の把握に努めていきたい。

その他の質問

現在の452例のうち、どれくらいクラスターが占めているのか。

高齢者施設等において不適切な運営実態が判明した場合の事業者への対応について

Q

個人や民間企業が運

営する有料老人ホームでの入所者の困り込みが全国的に問題となっている。そういった事業所に対し今後どのように指導を行っていくのか。

A重田長寿いきがい課長
施設への実地指導等を行うときに、その施設の運営や入居者の処遇に関わる内容について確認している。また、入居者が利用するサービスについても確認し、希望するサービスがきちんとできていくかどうか、特定の所に誘導することがないように指導もしている。



令和3年3月3日
令和3年2月定例会 次世代育成・
少子高齢化対策特別委員会（付託）

青少年センターの状況について

Q 青少年センターの中にインディゴソックスの事務所があるが、今後どうなるのか。

A 高島次世代育成・青少年課長

インディゴソックスと徳島都市開発株式会社で協議をしている。

Q 県として事務所自体を県の施設に入れることはできないのか。

A 高島次世代育成・青少年課長



青少年センターについて

徳島都市開発株式会社から賃借するよ
うな形になり、県が借りてインディゴソックスに貸すという事はできない。

その他の質問

・いつ頃になったら利用期限など大まかなことが分かるのか。

マリッサとくしまについて

Q マリッサとくしまの現在の実績は。

A 高島次世代育成・青少年課長

今年度2月末時点での累計実績で、カップル成立数が累計1335組、成婚数が72組である。

Q コロナ禍において非常に良い実績が出ているが、その要因は。



A 高島次世代育成・青少年課長

感染症対策に配慮した少人数によるイベントの開催や、オンラインイベントの開催、また個別相談会など創意工夫を凝らし、新しい生活様式に対応した出会いの機会を創出している。

その他の質問

・オンラインでの婚活というのは、どういふことをするのか。

・新たに青少年センターがアミコビルに移転し、またマリッサとくしまもアミコビルへ移転することとなっているが。

・登録するのに2年間で1万円要る。これは、高いのか安いのか。
・年齢制限はあるのか。

令和3年6月16日
令和3年6月定例会 経済委員会（事前）

商工労働観光部関係
雇用調整助成金の現状と今後について

現在の状況と今後は。

A 脇田労働雇用戦略課長

支給日額の上限額の8370円から1万5000円への引上げ、解雇を行わない中小企業への助成率の最大3分の2から10分の10への引上げなどの特例措置が、令和2年4月に設けられたところである。今後とも、国の雇用調整助成金に係る動向を十分に注視し、積極的な就労支援策にしっかりと取り組む。

Q 雇用調整助成金の実績は。

A 脇田労働雇用戦略課長
令和3年6月11日時点で、申請件数が1万4664件、支給決定

件数が1万4466件、支給決定額については約95億1111万円という状況である。

第11次徳島県職業能力開発計画について

Q 策定中の徳島県職業能力開発計画の中で、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、どのような対策をするのか。

A 梶本商工労働観光部次長
オンラインによる訓練環境の整備を図ることとし、テクノスクールにオンラインの訓練用パソコンや、訓練生に貸し出すためのモバイル端末を整備したところである。

Q

安定した職業への就職のため資格や技能を習得する職業訓練について、今後どのように

取り組んでいくのか。

A 梶本商工労働観光部次長
実践的な職業技能を身に付けるためのリカレント教育※というものを実施し、離職者、企業等のニーズや状況に応じて職業訓練の機会を提供する。

その他の質問

・ニーズの高い訓練コースは。

・ニーズを踏まえて訓練コースを設定しているのか。

・アフターコロナにおけるドイツとの国際技能交流強化の具体的な内容は。

・新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立っていない。その間ドイツとの交流は停止するのか。

農林水産部関係

徳島木のおもちゃ美術館について

Q

徳島木のおもちゃ美術館の運営委託に係る予算が3520万円計



全国最大規模の
"木育"ミュージアム

木のおもちゃ美術館

上しているが、その目的と内容は。

A 小杉スマート林業課長

管理運営に当たり、民間の能力やノウハウを活用し、サービスの向上を図ることを目的として、指定管理制度の運営委託に係る予算を今回計上した。その内容は、運営及び施設物品等の維持管理の経費、木育の普及啓発などに係る経費である。

Q

来館者数と使用料金の額は、どれぐらいを見込んでいるのか。

A 小杉スマート林業課長

来館者としては10万人、使用料収入としては4500万円を見込んでいます。

その他の質問

株式会社あわわが指定

管理を受けたが、なぜ選ばれたのか。また、どのようなところを期待しているのか。

令和3年6月29日・30日

令和3年6月定例会 経済委員会（付託）

農林水産部関係

タインテーブルについて

Q

2月にリニューアルしたタインテーブル※の状況は。

A 七條もうかるブランド推進課長

オープン当日には延べ600名を超える来店があり、主には周辺地域の家族や近隣の企業に勤めている20代から40代ぐらいの方に多く利用いただいている。

Q

今後のタインテーブルの取り組みは。

A 七條もうかるブランド推進課長

今後とも運営事業者と緊密に連携をとり、新たなメニューの開発

・開館に当たり、どのような新型コロナウイルス感染症対策をとっていきなのか。

スマート農業の進捗状況、新たな取り組み、人材の育成について

Q

スマート農業に対するの進捗状況は。

A 多田経営推進課長

県単独の事業である農山漁村未来創造事業を活用し、農薬散布用ドローンなどの機器の導入を支援し、スマート技術の普及を支援している。

Q

スマート農業の推進に向けた5G回線をにらんだ新たな取り組みや、スマート技術を活用できる人材の育成は。

A 多田経営推進課長

5G回線を利用し、画面上で摘果すべき果実や剪定すべき枝を表示し、農業者の技術習得を支援するシステムの開発などに取り組んでいる。また、人材育成については農業大学校において、スマート技術の学生の理解の促進を図るとともに、リ



タインテーブル店頭

その他の質問
情報発信について、具体的な取り組みは。
・県内に波及させることも重要と考えるが、県の取り組みや考えは。

リカレント教育とは…学校教育からいったん離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すことです。日本では、仕事を休まず学び直すスタイルもリカレント教育に含まれ、社会人になってから自分の仕事に関する専門的な知識やスキルを学ぶため、「社会人の学び直し」とも呼ばれます。
タインテーブルとは…東京都渋谷区にある徳島の食材を用いたレストラン・バル、宿泊施設、マルシェ（市場）、交流スペースの4つの機能を併せ持つ体験型施設です。

モート授業にも対応できるような体制を整備して参りたい。



高齢者に対するスマート農業の推進について

Q

スマート農業に関する高齢者への対策は。

A 多田経営推進課長

昨年に施設園芸アカデミーを開講し、若者に交じり高齢者の方々も生き生きとスマート農業を学び、人材育成に取り組んでいる。新型コロナウイルス感染症の農林水産業への影響について

Q

農業に関して新型コロナウイルス感染症の

影響はあったのか。

A 松本農林水産政策課長

本県で生産されている家庭消費向けの野菜類については、家庭内需要の増という事で販売額は堅調に推移している。一方、外食産業での利用が多いスタチャ、シンビジウムなどの花きについては需要が低迷している。農業に特化した移住施策について

Q

県として農業に特化した移住施策はどう考えているのか。

A 多田経営推進課長

移住してきた際に定着できるように県としては、まずアカデミー等の研修施設を整備している。

商工労働観光部関係

観光地における人流調査について

Q

人流調査による県南部、県東部、県西部の主要観光地の具体的な

場所は。

A 利穂観光政策課長

具体的な調査対象箇所、箇所数については現在危機管理環境部と協議している。

Q

人流調査の結果、来県者が増加していることが判明した場合に、どのような対策をとっていくのか。また、とくしま応援割については停止するのか。

A 利穂観光政策課長

近畿、中国地方の5府県からの来県者が一定基準を超えた場合に注意喚起をする。とくしま応援割については、とくしまアラートがステージⅢ以上になれば一時停止する。宿泊施設におけるPCR検査の実施状況について

Q

宿泊施設のPCRモニタリング検査の現在の実施状況は。

A 利穂観光政策課長

6月28日現在、13施

設204名の皆様に申込みを頂いており、これまでの検査結果については、251名の方が受検し、全員陰性という結果である。

あすたむらんど開園20周年記念行事について

Q

あすたむらんどが開園20周年であるが、商工労働観光部としては、この時に何か記念行事を予定しているのか。

A 岩野にぎわいづくり課長

記念事業として、2015年にノーベル物理学賞を受賞した東京大学宇宙線研究所長梶田隆章教授の講演会を指定管理者との共催に

より実施する。

Q

秋には木のおもちゃ美術館がオープンする。それまでに何かイベントを開催する予定はあるのか。

A 岩野にぎわいづくり課長

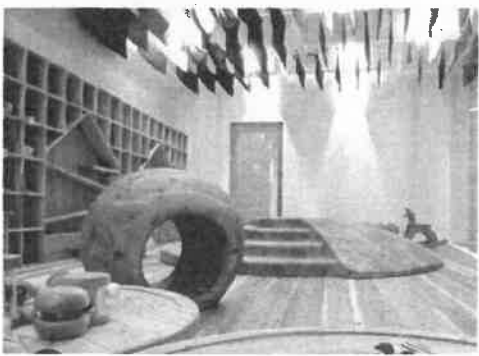
美術館に隣接するレストラン、カフェ、売店施設のくつろぎ館がリニューアルオープンする予定であり、7月1日から3日間、徳島杉を使った木球をくつろぎ館利用者にプレゼントするイベントなど多数実施する。

その他の質問

・ 記念講演の狙いは。



木のおもちゃ美術館



労働委員会関係

個別的労使紛争解決サービスの運用状況について

Q

労働相談の内容は。また、新型コロナウイルス感染症関係の相談はあったのか。

A 倉橋調整課長

パワハラ、いじめに関する相談21件、退職に関する相談が14件、解雇に関する相談が9件であり、新型コロナウイルス感染症を起因とする相談は3件でその内容は、解雇手当や休業手当、休暇に関するものである。あっせん制度と不応諾の理由について

あっせんに参加させるような強制力はあるのか。

A 倉橋調整課長

強制力は持ち合わせていない。

新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等見込み労働者数について

Q

徳島県の解雇等見込み労働者数が全国に比べ109人と非常に少ない理由は。

A 倉橋調整課長

県で助成金をはじめとする各種の支援施策を積極的に実施している。あと、やはり本県の経営者の方々が一生懸命労働者の雇用に尽力されていると推測している。



商工労働観光部関係

飲食関連事業者一時支援金について

Q

飲食関連事業者一時支援金の支給実績は、自動車運転代行業者が84業者と非常に少ない気がするが、どういうことなのか。

A 出口商工政策課長

減少幅が50%までっていないなど、示している支給要件に満たないのでないかと判断している。

とくしまマラソンについて

Q

8月の実行委員会での開催案の提案を見送ったということだが。

A 岩野にぎわいづくり課長

ワクチン接種の状況や他大会の開催状況、県内はじめ全国の感染状況など、今後の状況を見極めつつ、慎重に検討を進め、新たに審議いただく。

Q

実行委員会を開催し、

判断しなければならぬ最終のラインは。

A 岩野にぎわいづくり課長

例年どおりの来年春の開催時期を想定すると、秋頃を目途に遅くとも11月には実行委員会を開催し、判断いただく必要がある。

その他の質問

・全国でのマラソン大会の開催状況は。

農林水産部関係

「阿波地美栄」販売定着

促進進事業について

Q

コロナ禍によるジビエへの影響は。
A 田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

外出の自粛等、影響を受け、うまいよ！ジビエ料理店をはじめとした阿波地美栄を取り扱う飲食店等も、売上げの減少など影響を受けている。

Q

この影響に対し、今までどういう対策を

とってきたのか。

A 田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

令和2年度については、処理加工施設に滞留していたジビエ肉を買い上げ飲食店に提供し、ジビエの普及や需要拡大を目指して、阿波地美栄まつり、阿波地美栄パン祭り等のキャンペーンを実施した。

その他の質問

・捕獲鳥獣の処理頭数は令和元年度の88%まで回復したということだが、その対策の評価、と改善点等は。

・「阿波地美栄」販売定着化促進事業の具体的な内容と今後の方向性等は。



農林水産部関係

豚熱対策について

豚熱ワクチン接種の現在の進捗状況と、今後の見通しは。

A 福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

8月31日より県内で飼育されている豚、イノシシ約3万7000頭を対象に豚熱ワクチンの初回一斉接種を開始し、9月17日時点での進捗状況については17農場2万4771頭、接種予定頭数の67%の接種が終了し、9月末には接種が終了する見込みである。

Q

本県において豚熱を発生させないために県としてどのように取り組んでいくのが。

A 福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

防疫対策担当室長

県ではこれまで巡回指導や飼育豚の監視検査の実施、畜舎消毒や車両消毒の指導の徹底、また、野生イノシシの侵入防止のための防護柵や野生小動物対策のための防鳥ネットの設置に係る支援、さらには消毒薬や殺そ剤の緊急配布などに取り組んできた。

林業の担い手対策について

Q

林業への新規参入者の状況について、人数や県内県外の割合は。

A 小杉スマート林業課長

令和2年度までに450名の新規就業があり、そのうち県内出身者は383名、85%に当たり、県外からのU・Iターン者は67名、15%となっている。

Q

林業の成長産業化のための担い手対策に今後どのように取り組んでいくのか。

A 小杉スマート林業課長

本県林業が地方回帰をけん引する成長産業のモデルとなるよう、今後ともDX、GXを活用しながらあらゆる手法で林業担い手対策を講じて参りたい。

その他の質問

・林業アカデミーのこれまでの入学状況それから研修状況、就職状況等については。

・給料は幾らぐらいあるのか。

ターnteーブルの取り組みについて

Q

ターnteーブルのプライベートブランド商品については。

A 七條もうかるブランド



ド推進課長

ターnteーブルのスタッフの方が東京で売れるであろう商品を県内でいろいろ探索し、パッケージを首都圏、大消費地向けに洗練されたものに仕立て、商品化を図ったところである。

Q

宿泊やレストラン部門については。

A 七條もうかるブランド推進課長

宿泊部門については、なかなか本格的な回復は見えてこないと思っている。飲食の部門については、新型コロナウイルスの感染人数が減少するに従い徐々に



ターnteーブル レストラン

増えてくるものと考えている。

商工労働観光部関係

企業立地の推進について

Q

最近の本県の企業誘致の状況は。

A 宮内企業支援課長

令和元年度に製造業5件、情報通信・SOHO関連6件、令和2年度に製造業1件、令和3年度は9月21日現在で製造業1件、情報通信・SOHO関連4件の本県への立地があった。

Q

企業立地優遇制度の要件緩和の内容は。

A 宮内企業支援課長

面積要件においては、敷地面積や建築面積について、これまで一定規模以上の工場等の新増設を対象としていたが、令和4年度末までの期間限定で、そうした最低面積基準を設けないという形の緩和を行う。

その他の質問

・大都市圏の企業経営者等に、本県での事業活動のメリット等々について直接知ってもらいたい必要があると思うが。

県内のDMOに係る県の取り組みについて

Q

県には三つのDMO※があり、イーストとくしま観光推進機構は、四国の右下観光局、そらの郷に比べて発信力が非常に弱いと思うが。

A 利穂観光政策課長

イーストとくしま観光推進機構においては、観光を主眼とした住んでよし訪れてよしの観光光地域づくりの推進をキャッチフレーズにニューツーリズムを創設し、県民を対象としたマイクロツーリズムを推進することにより、東部圏域の魅力を再発見し、着地型商品の造成につながる取り組みを熱心に行っている。アフターコロナを見据えたDMOを活かした



県外からの誘客について

Q

DMOを中心に、アフターコロナを見据えた県外からの誘客にどのように取り組むのか。

A 利穂観光政策課長

県内の行政や民間観光事業者の皆さんと一体となって、東京や大阪で開催される四国ツーリズム創造機構や県単独の商談会に参加し、熱心に個別に営業を行っている。三つのDMOの活動の連携について

Q

アフターコロナを見据えて、今後はこの三つのDMOが一体的になっただけでいかなければならないと思うが。

A 利穂観光政策課長

県と県の観光協会、これらDMOと連絡会議を開催し、情報交換、

情報共有しながら、県内での周遊性と滞在性を高めていくべき県内観光地が面となるよう、しっかりと取り組む。

徳島ヴォルティスに対する県の支援について

Q

徳島ヴォルティスのことで、J1に残ってほしいが、県として何か応援はできないのか。

A 岩野にぎわいづくり課長

現在は無料駐車場を用意し、シャトルバスの運行や渋滞緩和に取り組んでいるが、それ以外についても、ヴォルティスと一緒に連携して皆さんが来場してもらえるようしっかりと取り組んでいく。



令和3年10月28日
令和3年10月臨時会 経済委員会（事前）

商工労働観光部関係

とくしまマラソンについて

Q

今回10月の臨時会に予算を提出したその理由は。

A 岩野にぎわいづくり課長

少しでも早く予算を提案して、できるだけ早く広報を開始し、ランナーの皆様にとって準備に必要期間を設けることができるのではないかと

考えたため。

Q

今回、参加料を4000円値上げしたが、全国的な参加料の状況は。

A 岩野にぎわいづくり課長

全国の他大会の状況を見ると、定員の削減とともに、3000円から6000円程度の参加料の値上げが行われている。

その他の質問

・感染症対策の内容は。



とくしまマラソン

DMOとは…地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人です。

令和3年11月22日
令和3年11月定例会 経済委員会（事前）

労働委員会関係

個別的労使紛争解決サービスの運用状況について

Q

例年に比べて相談件数の状況は。

A 倉橋調整課長

今年度4月1日から10月末までは142件。昨年度と同じ時期が126件、平成30年度が162件であり、年度によって多少ばらつき

はあるが、平均的な件数で推移している。

Q

新型コロナウイルス関連の相談件数は。

A 倉橋調整課長

今年度現時点では4件であり、昨年度は6件であった。

その他の質問

・あつせん・労働相談等制度の広報を今後どのように取り組むのか。

令和3年12月6日・7日
令和3年11月定例会 経済委員会（付託）

労働委員会関係

労使紛争解決に向けた関係機関との連携について

Q

労働委員会では対応できない相談は、どのようにしているのか。

A 倉橋調整課長

例えば、会社が労働者に対して指示したことについて、制度の説明などは可能だが、労働委員会は違法か違法でないかの判断はできない。このような場合、

労働基準監督署や、相談内容に適切と思われる機関を紹介している。

Q

違う機関から相談があるのか。その場合どのような機関から回ってくるのか。10月末までに142件の相談があったようだが、そのうち何件、他の機関から相談が回ってきたのか。

A 倉橋調整課長

他の機関から労働委員会を紹介されたというところで、労働基準監督署、ハローワーク、それから法テラス、弁護士会からの紹介があり、相談件数142件のうち52件が関係機関を経由したものである。

その他の質問

・関係機関とは日頃から互いにやり取りがあるのか。

若い人を対象とした啓発の取り組みについて

Q

これから仕事をする若い人たちに、労働委

員会の制度を知ってもらうことは非常に重要であると思うが。

A 倉橋調整課長

労働委員会の委員が学校に行き、高校生・大学生を対象とした、就職先やアルバイト先などの職場で起こりうるトラブル事例、対処方法を分かりやすく講義する出前講座を実施している。

Q

今のコロナ禍でも実施しているのか。

A 倉橋調整課長

大学は昨年、今年と中止となっている。



その他の質問

・高等学校も同じ状況なのか。

・遠方の高校まで行くのか。

・あつせん、労働相談はリモートで実施した実績はあるのか。

商工労働観光部関係

みんなであつせん・くしま応援割について

Q

10月1日以降の状況は。

A 利穂観光政策課長

10月1日の再開後の宿泊と日帰りの合計の利用状況については、12月1日時点で3万8370人泊である。

地域観光事業支援の支援対象地域の拡大について

Q

県民割について、支援対象を県民から隣接県に拡大するが、その概要は。

A 利穂観光政策課長

令和4年3月10日宿泊分まで延長し、居住地と同一県内に隣接県に範囲を拡大。ワクチン接種証明やPCR検査の陰性証明等の活用、また支援対象とする都

道府県が事業実施県の割引事業の内容に同意していること、それと旅行先または出発地の都道府県がレベルⅢとなった場合は停止、それ以外でも都道府県知事の判断により停止も可能となっている。

Q みんなで！とくしま
応援割が3月10日まで延長になったが、GOTOトラベルの制度と同時進行するの。

A 利穂観光政策課長

みんなで！とくしま応援割とは同時に実施する可能性もあるが、利用者の皆さんはいずれかを選択し、利用されることとなる。

その他の質問

・ワクチン接種証明書やPCR検査の陰性証明書の活用は、みんなで！とくしま応援割においても適用するのか。

・隣接県の同意の後、準備が整い次第実施ということだが、現在の同意の状況は。

新たなGOTOトラベル事業について

Q

GOTOトラベル事業の中で、中小業者への配慮ということでは、具体的な割引率や金額は。

A 利穂観光政策課長

宿泊助成の助成額については30%または1万円、交通費付き商品以外は7000円のいずれか低い額となっており、日帰り旅行の助成額については30%または3000円のいずれか低い額となっている。



Q とくしまマラソンについて

申込状況は。

A 岩野にぎわいづくり課長

11月26日から一般エントリーの受付を開始



とくしまマラソン

したところ、開始から50分で定員に達し、募集を締め切った。

Q

更に定員を増やすことはできないのか。

A 岩野にぎわいづくり課長

大幅な計画の見直しが必要であり、増員は非常に難しい。

その他の質問

・ランナーからの反響はどのように捉えているのか。大会開催に向けての意気込みは。

徳島ヴォルティスへの今後の支援について

Q

徳島ヴォルティスについて県としてどのよ

うに関わっていくのか。

A 岩野にぎわいづくり課長

県としても最大限の支援・協力をし、一生懸命後押しして参りたい。

農林水産部関係

鳥獣被害対策について

Q

鳥獣保護管理事業計画と鳥獣被害防止対策基本方針について、どいう位置付けで策定するのか。

A 田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

鳥獣保護管理事業計画

については、鳥獣の保護管理や狩猟の適正化に関する事業を実施するための基本的事項を定めるものであり、主な記載事項は、鳥獣保護区などの指定の方針や鳥獣の捕獲等の許可の基準など。また、徳島県鳥獣被害防止対策基本方針については、野生鳥獣による農林水産業等への被害防止対策を総合的に推進するため県独自に策定している。

Q

管理計画について現状と評価は。

A 田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

令和元年度の推定個体数と比較すると、シ力は横ばいから微増傾向、イノシシは横ばいから減少傾向、サルはほぼ横ばい傾向となり、年間の捕獲数の増加や農業被害の減少など評価はできる。

その他の質問

・次期計画の主な改正点は。

・農業被害程度が深刻または大きいと回答した集落の割合を15%以下にするということだが、どのように決めたのか。

・鳥獣被害防止対策基本方針の改正のポイント等は。



飯尾川流域の治水対策について

Q 流域治水の考えのもと、飯尾川流域での取り組みを今後どのように進めていくのか。

A 貴名県土整備部長

ハード対策を着実に進めることはもとより、浸水被害リスクの軽減や確実な避難行動の実現がより一層重要であることから、地元自治体との連携を強化し、家族や近隣の方々の防災行動を時系列に整理するファミリータイムラインの作成支援などに取り組んで参る。

Q 今後の観光振興について

今後、大阪・関西万博やインバウンド回復を見据え、本県への観光誘客をどのように図っていくのか。



飯尾川放水路分岐点

A 飯泉知事

県内三圏域で活躍しているDMOをはじめ多様な事業者、団体、自治体などから成る徳島県DMO観光推進協議会を立ち上げ、観光誘客を強力に推進して参る。

Q 介護職員の処遇改善等について

介護保険の対象外職員についても処遇改善を図るために、今後どのように取り組んでいくのか。

県立総合寄宿舍 三好寮と阿南寮

需要高まり満員続く

保護者から増設求める声

三好寮(貴名)は、これからの確保が急務となっており、県立総合寄宿舍の増設を求め、保護者から増設を求める声が高まっている。阿南寮(阿南)は、今年度から入居が開始されたが、入居希望者が多く、満員が続いている。阿南寮(阿南)は、今年度から入居が開始されたが、入居希望者が多く、満員が続いている。

知事、県議会で前向き姿勢

2022年(令和4年)2月19日 土曜日

三好寮(貴名)は、これからの確保が急務となっており、県立総合寄宿舍の増設を求め、保護者から増設を求める声が高まっている。阿南寮(阿南)は、今年度から入居が開始されたが、入居希望者が多く、満員が続いている。



満員の状態が続いている三好寮(貴名)の内部の様子(阿南寮参照)

A 伊藤保健福祉社社長

対象外の施設においても継続的な賃上げが取り組まれるよう、今後、国への提言をはじめ、環境づくりを推進して参る。

池田高校総合寄宿舍の整備について

Q

池田高校の一層の魅力化や部活動の活性化に向けて、早期に総合寄宿舍の増設を図る必要があると考えるが、今後どのように取り組んでいくのか。

A 飯泉知事

東阿南寮、池田高校PTA会は、今年度から入居が開始されたが、入居希望者が多く、満員が続いている。阿南寮(阿南)は、今年度から入居が開始されたが、入居希望者が多く、満員が続いている。

18日の県議会
増設の必要性が議論された。

池田高校PTA会は、今年度から入居が開始されたが、入居希望者が多く、満員が続いている。阿南寮(阿南)は、今年度から入居が開始されたが、入居希望者が多く、満員が続いている。



池田高校PTAの皆様方からも、増設について要望をいただいたところであり、また、三好市の高井市長からは、全面的にご協力いただけることと今後、建設用地の選定について協議を進めて参る。

新規就農への支援について

Q 地方回帰の流れをしっかりと捉え、徳島県ではどのように担い手の育成や新たな労働力の確保を図っていくのか。

A 勝野副知事

半農半X*による多様

な人材の移住就農に向け、初心者でもスムーズに技術を駆使した農業の省力化を学べるアカデミー教育の充実や、お試し耕作といった支援をするメニューの創設など、新たに農業にチャレンジできる環境を創出して参りたい。

コロナ後の観光誘客強化

県、推進協を新年度設立

県は、大阪・関西万博や新型コロナウイルス後を見据えて観光誘客を強化するため、県内の観光地域づくり法人(DMO)や宿泊・交通事業者などをつくる「県DMO・観光推進協議会(仮称)」を2022年度に設立する。人工知能(AI)を活用し、観光情報や観光情報サイトを統合してリニューアルを進める。外国人向けの県観光情報サイトを阿波ナビを統合してリニューアルし、関連アプリを自動で作成したり、飲食店などを多言語で検索したりできる機能を加える。

一般質問には増富氏のほか、岡田樹氏(無所属)も登壇した。(秋月悠)

知事が増富義明氏(自民党)の一般質問に答弁

協賛会は、伊予市(徳島市)、そのほか(三好市、四国の右下観光局(美波町)のDMO3団体をはじめ、ホテルや交通事業者、市町村など)で構成。各団体が連携して観光客を呼び込む。22年度はデジタル・モード



ひとり親の支援について

Q ひとり親家庭への支援制度や、相談窓口について周知強化を図る必要があると考えるが。

A 上田未来創生文化部長

ひとり親家庭に係る支援施策について、子供たちが通う学校を通じた周知を行うなど、関係部局と連携し、あらゆる機会を活用した情報発信に取り組みで参りたい。

Q

県立博物館の誘客促進について

A 未来創生文化部長

VR技術を活用した新たなコンテンツの開発、展示の充実を図るほか、最新の調査研究成果をいち早く展示や普及活動に反映し、来館者にアピールして参りたい。

18日に行われた徳島県議会一般質問と答弁の要旨は次の通り。(29面参照)

農業の担い手確保を「お試し耕作」を支援

増富氏 副知事 勝野

訪問介護やデイサービスなどの過剰利用をケアプランに盛り込む事例があり、点検を強化し、ケアマネジャーも創出していく。



増富義明氏 (県議会自民党)

介護保険対象外の高齢者施設で働く職員は2月からの賃上げの対象になっていない。人材確保のためにも処遇を改善すべきだ。過剰なサービス利用への給付は削減する必要がある。伊藤大輔保健福祉部長 対象外の施設でも賃上げに取り組めるよう国への提言などで環境づくりを進め



令和4年2月一般質問



徳島県立博物館視察



半農半Xとは…農業と他の仕事を組み合わせた働き方で、農業を営みながら、自分のやりたいこと、やりがいのある仕事に携わるライフスタイルのことです。

労働委員会関係

個別的労使紛争解決
サービスについて

Q

207件の相談件数
というのは昨年と比べて
どうなっているのか。

A 倉橋調整課長

昨年度の同時点の1
月末時点の相談件数が
177件であり、今年
度は30件増加し、若干
の増加傾向である。

Q

増えた要因は。

A 倉橋調整課長

新型コロナウイルス
による影響があるもの
と捉えている。

その他の質問

労働相談の状況につい
て、全国的にはどうな
のか。

徳島県は全国第8位で
210件だが何か特徴
的なものがあるのか。
雇っている側の相談案

件はあるのか。

・あっせん申請6件につ
いて、例年と比べてど
うなのか。

・あっせん申請6件のう
ち5件が終結、そのう
ち1件が解決して4件
が打ち切りという形に
なっている。解決率で
いうと2割ということ
で、少し低い感じがす
るが。

・解決困難事例が段々多
くなってきている傾向
を踏まえ、どういう対
応をしていくのか。

・今年度の取り組み状況
等を踏まえ、今後どの
ようにしていくのか。

商工労働観光部関係

みなんで！とくしま
援割について

Q

みなんで！とくしま
応援割の実施期間につ
いては、3月10日まで
となっていたが、いつ

まで延長されるのか。

A 利穂観光政策課長

観光庁からはゴール
デンウィーク前まで延
長、ただし春休みは除
くとの方針が出された
ところである。

Q

ゴールデンウィーク
後の支援について今後
どう取り組むのか。

A 利穂観光政策課長

現在、みなんで！と
くしま応援割について
は、新規予約を停止し
ているが、再開に当た
り宿泊施設の皆様の協
力を頂き、実施の周知
徹底を図り、多くの県
民の皆さんや周辺地域
の皆さんに利用いただ
けるよう、観光需要の
喚起に努めて参りたい。

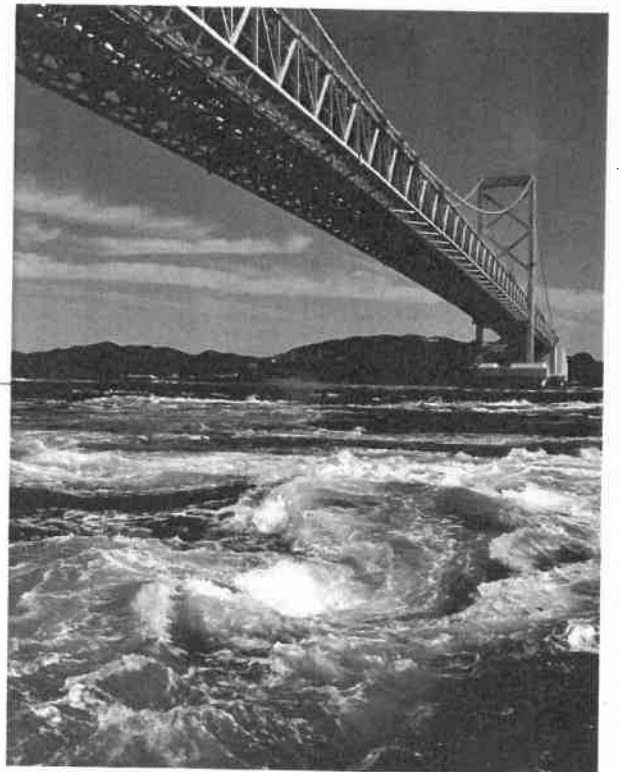
その他の質問

現在の利用状況と執行
見込額については。

DMOを活用した今後
の観光振興について

Q

3つのDMOを連携
させてどのように観光
誘客を進めていくのか。



A 利穂観光政策課長

DMOや多様な事業
者団体、自治体等から
なる徳島県DMO観光
推進協議会（仮称）を
立ち上げ県内各地の食
や体験観光コンテンツ
を組み合わせた宿泊プ
ランの検討や、県内で
の周遊促進につながる、
滞在性も高まるモデル
ルートの創出、モニター
ツアーの実施などに取
り組んでいきたい。

農林水産部関係

農業用ため池について

Q

農業用ため池の今後
の方針は。

A 太田生産基盤課長

下流に人的な被害を
及ぼすため池、防災重
点農業用ため池として
362か所を昨年6月
に指定したところであ
る。これら防災重点農
業用ため池について、
災害時の避難誘導につ
なげていくために市町
村と協力しながらハ
ザードマップの作成や
公表、さらには監視カ
メラの設置などのソフ
ト対策も併せて推進を
図ってきた。

Q

流域治水を絡めた形でのため池の活用は。

A 太田生産基盤課長

今後とも市町村と連携し流域治水についても、ため池を活用して洪水災害のリスクの軽減を一層図って参りたい。
その他の質問

・県内でため池が多い所は。また、ため池がない市町村もあるのか。
・防災対策工事について、小規模な水利組や人材不足で困難なケースも予想されるが、どこまで行政が指導していただけるのか。



大正池

令和4年3月8日
令和4年2月定例会 経済委員会 (追加)

商工労働観光部関係

徳島県版GOTOトラベル

事業と他の旅行助成制度との関連について

Q

GOTOトラベル事業と、みんなで！とくしま応援割が乱立して非常に分かりにくいが。

A 利穂観光政策課長

再開されればゴールデンウィーク前までは、みんなで！とくしま応援割と国のGOTOトラベル事業の2本の制度が併走することとなり、ゴールデンウィーク後については、徳島県版GOTOトラベル事業のみの実施となる。

Q

みんなで！とくしま応援割と徳島県版GOTOトラベルというのは、比べればどのような違いがあるのか。

A 利穂観光政策課長

対象範囲について応援割が県内及び隣接県であるのに対し、県版GOTOは全国規模である。割引率については、応援割は50%、上限額が5000円に対し、県版GOTOは20%、上限については交通付き旅行商品が8000円、交通を除く旅行商



品が5000円、日帰りが2000円となっている。クーポン額の上限については、応援割が2000円に対し、県版GOTOが3000

令和4年6月10日
令和4年6月定例会 地方創生対策特別委員会 (事前)

とくしまマラソンの参加料返金について

Q

参加料が1万4000円で1万2000円の返金。2000円で大丈夫なのか。また前回、前々回でどれぐらい返金したのか。

A 戸川にぎわいづくり課長

実走中止に要した経費を差し引いた上での返金ということ、参加した方への記念品や、オンラインマラソンへの振替に要した経費等を見込んだ。また過去2回の返金については、前々回の時は規約、規則がなかったため、県

0円である。
その他の質問
・徳島県版のGOTOトラベルと国のGOTOトラベルはどこが違うのか。

産品を送付することで返金に代え、前回は全額返金させていただいた。



とくしまマラソン

令和4年6月28日
令和4年6月定例会 地方創生対策特別委員会(付託)

地方創生予算の精査について

Q 令和4年度の地方創生の関連予算が、16か月予算で609億円ということのだが、余り活用できていないものを精査していくことが必要

ではないのか。

A 河原とくしまぐらし応援課長

結果についてはしっかりと精査をし、地域で生活する方の満足度を高めるような施策を含め、しっかりと活用して参りたい。



新駅予定箇所図

JR牟岐線への新駅設置について

Q 現在の取り組みの状況は。

A 谷川都市計画課長

3月31日、JR四国に対して新駅設置の協力とともに設計、施工、管理を依頼する協議書を提出しているところである。

その他の質問

・いつこの回答が返ってくるのか。

ターニングテーブルについて

Q

徳島の食体験者は5万人に上ったという報告があったが、具体的にどういう取り組みを行ったのか。

A 宮崎もうかるブランド推進課長

阿波尾鶏を使った合同メニューフェア等(合計2万7000人)、水産物や阿波地美栄のキャンペーンを近隣12店舗で実施(合計1万7000人)、子ども食堂への阿波尾鶏の提供

など(合計6000人)、合わせて5万人の利用となった。

Q

県はターニングテーブルを活用して、今後、どのような施策を展開していくのか。

A 宮崎もうかるブランド推進課長

運営事業者が構築した首都圏の徳島ゆかりの飲食店を活用した、合同メニューフェアや、

首都圏飲食店と県内生産者との商談会の開催、

それから市町村と連携

しました産直フェアの開催など、本県の食の

魅力を核とし、ブランドの向上や、徳島への

誘客、徳島ファンの創

出など、関係人口の増

大に向けてしっかりと

取り組みたい。

その他の質問

・情報発信について、具体的な発信内容は。

令和4年10月3日

令和4年9月定例会 地方創生対策特別委員会(付託)

移住施策について

Q

直近3年間の県外からの移住者数は。

A 河原とくしまぐらし応援課長

令和元年度は1844人、令和2年度は1677人、令和3年度は2471人である。

Q

関係人口を増やす取り組みをもっとするべ

きではないか。

A 河原とくしまぐらし応援課長

アワーケーションや副業人材の活用を推進して、徳島とのつながりを創出し、ゆくゆくは徳島への移住にもつなげて参りたい。

空き家対策について

Q

県内の空き家状況は。

A 高島住宅課長

平成30年時点の調査結果によると、住宅総数38万700戸に対し、3万9300戸。空き家率は10・3%で約1割、全国でワースト5位の高さとなっている。

Q

今後の取り組みは。

A 高島住宅課長

空き家に関する市町村への技術的助言や情報提供はもとより、危険となった空き家は除却を進め、健全な空き家は地域資源として活用していくよう、市町村と連携し、取り組んで参りたい。

その他の質問

・県としてのこれまでの取り組みは。

インバウンド誘客について

Q

東アジアに向けての観光プロモーションについて、具体的な取り組みは。

A 泉観光政策課広域観光担当室長

光担当室長

アフターコロナのインバウンド誘客に向けて、オンラインや現地エージェントを利用し、観光セミナーや商談会の実施、旅行博への出展等を継続して行ってきた。

Q

東南アジアについてはどのように進めていくのか。

A 泉観光政策課広域観光担当室長

ベトナムについては、

国際交流協会をはじめとする関係機関と連携し、在留しているベトナム人などのネットワークを活かして、本県観光の情報発信を図る。

Q

国際MICE[※]の誘致の効果は。また、どのように進めていくのか。

A 泉観光政策課広域観光担当室長

国際MICEの開催

は、国全体で1兆円を超える経済波及効果と雇用創出効果をもたらす。

この度とくしまコンベンション誘致推進協議会に国際MICE促進部会を立ち上げ、2025年大阪・関西万博に向け更なるMICE誘致の実現を目指

令和4年12月9日

令和4年11月定例会 地方創生対策特別委員会（付託）

LCC新規路線及び国際線の誘致に向けた取り組みについて

Q

LCCの誘致について、どのように取り組んでいるのか。

A 地面次世代交通課長

LCCを含む国内新定期路線の誘致に向け、エアポートセールスを実施している。

Q

徳島阿波おどり空港における国際線の誘致に向けた取り組み状況は。

A 地面次世代交通課長

香港、台湾など東ア



徳島阿波おどり空港

し、取り組みを推進する。



メタバースに係る費用及び成果について

Q

「秋の阿波おどり」で、メタバース[※]を使ったイベントの内容は。

A 奈良万博推進課長

メタバース内でアニメキャラクターとコラボしたイベントを行い、阿波おどりステージやライブを上演し、本県の伝統文化と併せて、万博の取り組みを発信した。

Q

メタバース上でのイベントは、どういったことに経費が掛かり、どのような成果があったのか。

A 奈良万博推進課長

イベントのバーチャル会場となる「ワールド」の制作費として、アバター[※]の衣装や動きの制作、また、告知キャンペーンなどに関する経費が掛かり、成果としては、多くの方に来訪いただき、SNS上で反響をいただいた。

MICEとは…Meeting（会議・研修）、Incentive travel（報奨旅行）、Convention（国際会議・学会）、ExhibitionまたはEvent（展示会・イベント）の総称です。
メタバースとは…インターネット上に構築された三次元の仮想空間です。
アバターとは…ゲームやインターネットなどの仮想空間上で出現する自身の分身となる存在やキャラクターのことです。

普通会計・企業会計決算認定特別委員会
次の項目について質問いたしました

普通会計

(令和元年度決算分)

- 事務処理ミス防止に向けた対策について
- 生活保護について
- ・受給者の現状及び保護費の推移について
- ・ケースワーカーの配置状況について
- ・今年度の申請件数について
- 生活困窮者自立支援事業について
- 生活困窮家庭の子供の学習支援について
- 消防の広域化について
- 消防防災体制について
- ・消防団員数について
- 消防の救急出動について
- ふるさと創生拠点ハイスクール推進事業の

内容と今後の取り組みについて

- 県内高校の県外からの生徒募集について
- 教職員の研修について
- NEO徳島トップスポーツ校強化事業について
- 「とくしま帰郷」住宅対策総合推進事業について
- 道路照明灯LED化加速事業について
- 「AWA TURN 躍進プロジェクト」の事業概要及び成果について
- 移住希望者への情報発信事業について
- 駐在所整備等PF事業の内容について
- 駐在所整備等PF事業と地域警察再編計

画との関係について

- インバウンド誘客促進に向けた取り組みについて
- 徳島発！輝くむらのたから展開事業の実施状況について
- とくしま農山漁村(ふるさと)応援し隊事業の実施状況について

企業会計

(令和2年度決算分)

- 令和2年度決算の概要について
- 新型コロナウイルス感染症の対応について
- ・旧県立海部病院改修後の利用状況及び新型コロナウイルス感染症

況について

- 電気事業会計について
- ・純利益減少の要因について
- ・降雨による水力発電の発電力量の変動について
- ・発電設備の修繕計画について
- ・太陽光発電の増設について

○駐車場事業会計について

- ・指定管理者に対する納付金の減免措置について
- ・令和3年度の運営状況について
- ・利用増に向けた今後の取り組みについて

普通会計

(令和3年度決算分)

- 未収金の状況及び今後の取り組みについて
- ターナーテーブルについて
- ・運営において工夫した点について
- ・コロナ禍での運営状況及びアフターコロナ

に向けた今後の取り組みについて

- 消防団員の確保及び活性化策について
- 消防団員の処遇改善について
- コロナ禍における救急搬送困難事案について
- 学校における新型コロナウイルス感染症対策について
- 運動部活動の地域移行の取り組み状況について
- マイナンバーカードについて
- ・交付状況及び普及に係る取り組みについて





徳島自動車道整備促進議連要望活動



地元国会議員への要望活動



四国大学弓道部との意見交換会



総務委員長として青少年センター落成式へ出席



麻名用水土地改良区 要望活動



顧問として石産協会と徳島市との防災協定へ出席



徳島県議会議員
増富義明
ますとみよしあき

- 総務委員会 委員長
- 地方創生対策特別委員会 委員
- 普通会計決算認定特別委員会 委員

■鴨島事務所
〒776-0010 吉野川市鴨島町鴨島 235

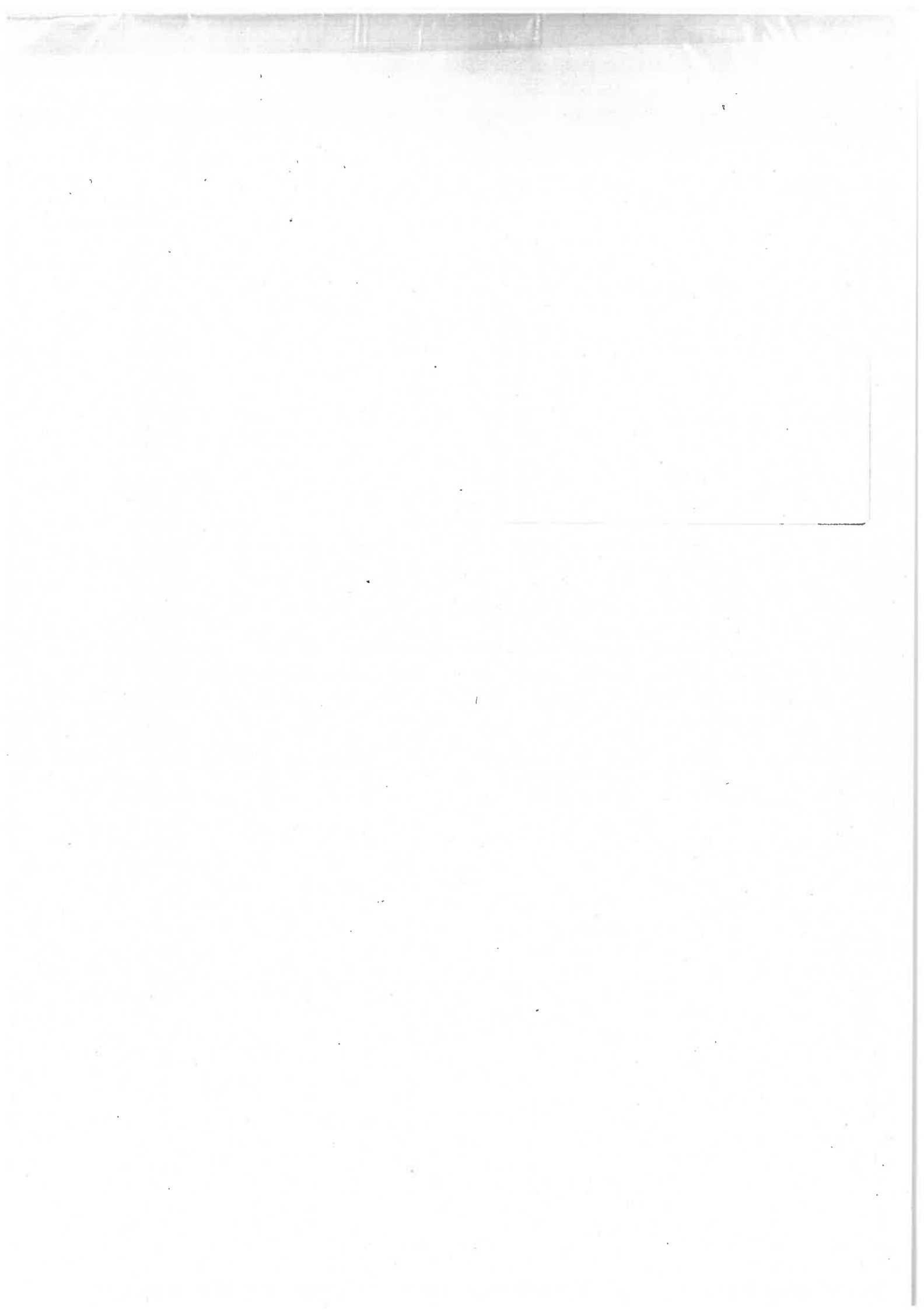
■山川事務所
〒779-3403 吉野川市山川町八幡 163
電話 0883-42-3215
FAX 0883-42-3221
メール info@masutomi-yoshiaki.com

ホームページもご覧ください。

増富よしあき

検索

<https://masutomi-yoshiaki.com/>




活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	1

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
聖教新聞	1,934	10/10	1,934	4月分
聖教新聞	1,934	10/10	1,934	5月分
聖教新聞	1,934	10/10	1,934	6月分
聖教新聞	1,934	10/10	1,934	7月分
聖教新聞	1,934	10/10	1,934	8月分
聖教新聞	1,934	10/10	1,934	9月分
合計	11,604		11,604	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。
 (注) 定期購読をしている刊物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 充実に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

新聞購読料 領収証

増富 義明 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2022年4月分

領収日 4月25日
領収金額 ¥1,934

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,934)

販売店 山田 勝
住所 名西郡石井町石井189-25
TEL 088-674-2115 FAX 088-674-2116

お申込No. 36019-52410(1534)-2



新聞購読料 領収証

増富 義明 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2022年5月分

領収日 5月30日
領収金額 ¥1,934

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,934)

販売店 山田 勝
住所 名西郡石井町石井189-25
TEL 088-674-2115 FAX 088-674-2116

お申込No. 36019-52410(1534)-1



新聞購読料 領収証

増富 義明 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2022年6月分 領収日 6月27日

領収金額 ¥1,934 ☆

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,934)

販売店 山田 勝
住所 名西郡石井町石井189-25
TEL 088-674-2115 FAX 088-674-2116

お申込No. 36019-52410(1534)



新聞購読料 領収証

増富 義明 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2022年7月分 領収日 7月25日

領収金額 ¥1,934

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,934)

販売店 山田 勝
住所 名西郡石井町石井189-25
TEL 088-674-2115 FAX 088-674-2116

お申込No. 36019-52410(1534) - 2



新聞購読料 領収証

増富 義明 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2022年8月分 領収日 8月29日

領収金額 ¥1,934

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,934)

販売店 山田 勝
住所 名西郡石井町石井189-25
TEL 088-674-2115 FAX 088-674-2116

お申込No. 36019-52410(1534)-1



新聞購読料 領収証

増富 義明 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2022年9月分 領収日 9月26日

領収金額 ¥1,934

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,934)

販売店 山田 勝
住所 名西郡石井町石井189-25
TEL 088-674-2115 FAX 088-674-2116

お申込No. 36019-52410(1534)




活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	2

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
徳島新聞	6,800円のうち3,400円	1/4	850	4月分
徳島新聞	6,800円のうち3,400円	1/4	850	5月分
徳島新聞	6,800円のうち3,400円	1/4	850	6月分
徳島新聞	6,800円のうち3,400円	1/4	850	7月分
徳島新聞	6,800円のうち3,400円	1/4	850	8月分
徳島新聞	6,800円のうち3,400円	1/4	850	9月分
合計	20,400		5,100	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。
 (注) 定期購読をしている刊物物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査
<input checked="" type="checkbox"/> 充ちに適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/4
政務活動費の支出額	5,100 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---



2

年月日 04 04 27

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

12 04-04-27 40599

*6,800 新聞代

13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

23 04-05-27 40599

*6,800 新聞代

24

記号説明 *タ0,タ1,タ2,タ3は証券類による入金を示し、その記号後部に払戻しのできる
予定日時を表示します。
*「手数料」の表示がある場合、ATM利用明細票の手数料金額と異なる場合
があります。詳細は表紙見開き頁のご案内をご参照ください。



年月日

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10 04-06-27 40599

11

12

*6,800 新聞代

13

14

15

16

17

18

19

20

21 04-07-27 40599

22

23

24

*6,800 新聞代

記号説明

★タ0、タ1、タ2、タ3は証券類による入金を示し、その記号後部に払戻しのできる予定日時を表示します。

★「手数料*」の表示がある場合、ATM利用明細票の手数料金額と異なる場合があります。詳細は表紙見開き頁のご案内をご参照ください。



4

年月日	摘要	金額	振込先			
1	[Redacted]	*6,800 新聞代	[Redacted]			
2						
3						
4						
5						
6						
7	04-08-29	40599	*6,800 新聞代			
8	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
9						
10						
11						
12						
13	[Redacted]	*6,800 新聞代	[Redacted]			
14						
15						
16						
17						
18				04-09-27	40599	*6,800 新聞代
19						
20						
21						
22						
23						
24						


記号説明 *タ0.タ1.タ2.タ3は証券類による入金を示し、その記号後部に払戻しのできる予定日時を表示します。

活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	3

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
日刊【しんぶん赤旗】・日曜版【しんぶん赤旗】	4,427	10/10	4,427	4月分
日刊【しんぶん赤旗】・日曜版【しんぶん赤旗】	4,427	10/10	4,427	5月分
日刊【しんぶん赤旗】・日曜版【しんぶん赤旗】	4,427	10/10	4,427	6月分
日刊【しんぶん赤旗】・日曜版【しんぶん赤旗】	4,427	10/10	4,427	7月分
日刊【しんぶん赤旗】・日曜版【しんぶん赤旗】	4,427	10/10	4,427	8月分
日刊【しんぶん赤旗】・日曜版【しんぶん赤旗】	4,427	10/10	4,427	9月分
合計	26,562		26,562	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。
 (注) 定期購読をしている刊物物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 充実に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

日本共産党発行の

しんぶん赤旗

領収書

増富 義明 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

4,427 円

2022 年 4 月分

上記の金額たしかにいただきました。
 ありがとうございました。
 日本共産党阿北地区委員会
 776-0020
 吉野川市鴨島町西麻植字大
 東8-1 TEL 0883-24-2151

領収日 4/24 扱者

日本共産党発行の

しんぶん赤旗

領収書

増富 義明 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

4,427 円

2022 年 5 月分

上記の金額たしかにいただきました。
 ありがとうございました。
 日本共産党阿北地区委員会
 776-0020
 吉野川市鴨島町西麻植字大
 東8-1 TEL 0883-24-2151

領収日 5/29 扱者

日本共産党発行の

しんぶん赤旗

領収書

増富 義明 様


新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930


4,427 円


2022 年 6 月分

上記の金額たしかにいただきました。
 ありがとうございました。
 日本共産党阿北地区委員会
 776-0020
 吉野川市鴨島町西麻植字大
 東8-1 TEL 0883-24-2151

領収日 6/26 扱者

<p style="text-align: center;">増富 義明 様</p> <p>新聞・雑誌名</p>			<p>日本共産党発行の しんぶん赤旗</p> <p style="text-align: center;">領収書</p>	
			<p>4,427円</p>	
部数	金額	<p>2022年 7月分</p>		
1	3,497	<p>上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。 日本共産党阿北地区委員会 776-0020 吉野川市鴨島町西麻植字大 東8-1 TEL 0883-24-2151</p>		
1	930			
			領収日	<p>7/24 扱者</p> 

<p style="text-align: center;">増富 義明 様</p> <p>新聞・雑誌名</p>			<p>日本共産党発行の しんぶん赤旗</p> <p style="text-align: center;">領収書</p>	
			<p>4,427円</p>	
部数	金額	<p>2022年 8月分</p>		
1	3,497	<p>上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。 日本共産党阿北地区委員会 776-0020 吉野川市鴨島町西麻植字大 東8-1 TEL 0883-24-2151</p>		
1	930			
			領収日	<p>8/28 扱者</p> 


<p style="text-align: center;">増富 義明 様</p> <p>新聞・雑誌名</p>			<p>日本共産党発行の しんぶん赤旗</p> <p style="text-align: center;">領収書</p>	
			<p>4,427円</p>	
部数	金額	<p>2022年 9月分</p>		
1	3,497	<p>上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。 日本共産党阿北地区委員会 776-0020 吉野川市鴨島町西麻植字大 東8-1 TEL 0883-24-2151</p>		
1	930			
			領収日	<p>9/25 扱者</p> 

活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	4

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (%)	充当金額 (円)	備考
聖教新聞	1,934	10/10	1,934	10月分
聖教新聞	1,934	10/10	1,934	11月分
聖教新聞	1,934	10/10	1,934	12月分
聖教新聞	1,934	10/10	1,934	1月分
合計	7,736		7,736	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。
 (注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査
<input checked="" type="checkbox"/> 充実に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

新聞購読料 領収証
増富 義明 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2022年10月分 領収日 月 日

領収金額 ￥1,934

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,934)

販売店 山田 勝
住所 名西郡石井町石井189-25
TEL 088-674-2115 FAX 088-674-2116

お申込No. 36019-52410(1529)-2



新聞購読料 領収証
増富 義明 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2022年11月分 領収日 月 日

領収金額 ￥1,934

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,934)

販売店 山田 勝
住所 名西郡石井町石井189-25
TEL 088-674-2115 FAX 088-674-2116

お申込No. 36019-52410(1529)-1



新聞購読料 領収証

増富 義明 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2022年12月分 領収日 月 日
¥1,934 ☆

領収金額

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象
(8%対象 1,934)

販売店 山田 勝
住所 名西郡石井町石井字石井189-25
TEL 088-674-2115 FAX 088-674-2116

お申込No. 36019-52410(1529)



新聞購読料 領収証

増富 義明 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年1月分 領収日 月 日
¥1,934

領収金額

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象
(8%対象 1,934)

販売店 山田 勝
住所 名西郡石井町石井字石井189-25
TEL 088-674-2115 FAX 088-674-2116

お申込No. 36019-52410(1529)-2



(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領収書

増富 義明 様

4,427円

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

2022年 10月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。
日本共産党阿北地区委員会
776-0020
吉野川市鴨島町西麻植字大
東8-1 TEL 0883-24-2151

領
収
日

投
者

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領収書

増富 義明 様

4,427円

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

2022年 11月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。
日本共産党阿北地区委員会
776-0020
吉野川市鴨島町西麻植字大
東8-1 TEL 0883-24-2151

領
収
日

投
者

日本共産党発行の

しんぶん赤

増富 義明 様

領収書

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

4,427円

2022年 12月分

上記の金額たしかにいただきました。
 ありがとうございました。
 日本共産党阿北地区委員会
 776-0020
 吉野川市鴨島町西麻植字大
 東8-1 TEL 0883-24-2151

領
収
日

扱
者

日本共産党発行の

しんぶん赤旗

増富 義明 様

領収書

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

4,427円

2023年 1月分

上記の金額たしかにいただきました。
 ありがとうございました。
 日本共産党阿北地区委員会
 776-0020
 吉野川市鴨島町西麻植字大
 東8-1 TEL 0883-24-2151


領
収
日

扱
者

活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務所費
整理番号	1

費目	月分	支払の内容
※該当費目を○で囲む		
○家賃料		
電気代		
○水道代		
ガス代	4月分	吉野川市鴨島町にある事務所の家賃・水道代
		4月分 61,000円
		合計 61,000円
その他		
※具体的に記載		
例： 警備会社との警備委託料		

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている（内容に不備等がない）	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	30,500 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

令和4年度 事務所状況報告書

会派名 徳島県議会 自由民主党
 議員名 増富 義明

※必要事項を記入の上、該当する項目に☑を入れる

所在地	〒 776-0010 住所 吉野川市鴨島町鴨島235番地 電話 ()		
所有区分	<input type="checkbox"/> 自己、配偶者又は一親等の親族が所有 自己、配偶者又は一親等の親族の経営する法人が所有 自己が実質支配する法人が所有 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外（第三者からの賃貸物件等） 賃貸借契約先 ()		
事務所形態	<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 <input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 全体面積 _____ m ² （うち、事務所部分面積 _____ m ² ）		
	他用途としての届出	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 後援会事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 () 	
按分率の根拠	<input type="checkbox"/> 使用実態等による合理的な説明ができる場合 按分率 (/) ※按分率の根拠を説明する資料を添付すること		
	<input checked="" type="checkbox"/> 合理的な説明が困難な場合（下表の按分率を適用）		
	該当欄に ✓を記入	所有区分	家賃料
		自宅兼用	充当不可
	自己、配偶者又は一親等の親族が所有 自己、配偶者又は一親等の親族の経営する法人が所有 自己が実質支配する法人が所有	充当不可	1/2
✓	上記以外（第三者所有）	1/2	1/2

確認印	会派代表者		経理責任者	
-----	-------	---	-------	---

領 収 証

増田 義明

様

No. _____

★ 761000-

但

4月分家賃

水道料金 71000-

令和4年4月25日

上記正に領収いたしました

徳島県鴨島町鴨島233-1.本郷ビル

手づくりの店 **本郷**

〒776-0010 電話(代)0883-24-3711

内訳


税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等



活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務所費
整理番号	2

費目	月分	支払の内容
※該当費目を○で囲む		
○家賃料		
電気代		
○水道代		
ガス代	5月分	吉野川市鴨島町にある事務所の家賃・水道代
		5月分 61,000円
		合計 61,000円
その他		
※具体的に記載		
例： 1 警備会社との警備委託料		

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている（内容に不備等がない）	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	30,500 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領収証

沼田 義明

様

No. _____

★ 76,100-

但

5月分家賃

水道料金 7,100-

令和4年5月25日

上記正に領収いたしました



内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

徳島県鴨島町鴨島233-1.本郷ビル

手づくりの店 **本郷**


〒776-0010 電話(代)0883-24-3711



活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務所費
整理番号	3

費目	月分	支払の内容
※該当費目を○で囲む		
家賃料		
電気代		
水道代		
ガス代	6 月 分	吉野川市鴨島町にある事務所の家賃・水道代 6月分 61,000円 合計 61,000円
その他		
※具体的に記載		
例： 警備会社 との警備 委託料		

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている（内容に不備等がない）	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～1.1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	30,500 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

増富 義明 様

No. _____

★ 76,1000-

但 6月分家賃

水道料金 7,1000-

今年 4 年 6 月 27 日

上記正に領収いたしました

徳島県鳴島町鳴島233-1.本郷ビル

手づくりの店 **本郷**

〒776-0010 電話(代)0883-24-3711




内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等



活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務所費
整理番号	4

費目	月分	支払の内容
※該当費目を○で囲む		
○家賃料		
電気代		
○水道代		
ガス代	7月分	吉野川市鴨島町にある事務所の家賃・水道代
		7月分 61,000円
		合計 61,000円
その他		
※具体的に記載		
例： 警備会社との警備委託料		

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている（内容に不備等がない）	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	30,500 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

増富 義明

様

No. _____

★ 46,1000-

但 7月分 家賃 水通料金 7,000-

令和 4年 7月 25日 上記正に領収いたしました



内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

徳島県鴨島町鴨島233-1.本郷ビル

手づくりの店 **本郷**


〒776-0010 電話(代)0883-24-3711



活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務所費
整理番号	5

費目	月分	支払の内容
※該当費目を○で囲む		
○家賃料		
電気代		
○水道代		
ガス代	8月分	吉野川市鴨島町にある事務所の家賃・水道代
		8月分 61,000円
		合計 61,000円
その他		
※具体的に記載		
例： 警備会社との警備委託料		

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている (内容に不備等がない)	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	30,500 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

増富義明

様

No. _____

★ 76,100 -

但

8月分家賃 水道料金 71,000

平成4年8月25日

上記正に領収いたしました

内訳

税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

徳島県鴨島町鴨島233-1.本郷ビル

手づくりの店 **本郷**


〒776-0010 電話(代)0883-24-3711



活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務所費
整理番号	6

費目	月分	支払の内容
※該当費目を○で囲む		
○家賃料		
電気代		
○水道代		
ガス代	9 月 分	吉野川市鴨島町にある事務所の家賃・水道代 9月分 61,000円 合計 61,000円
その他		
※具体的に記載		
例： 警備会社との警備委託料		

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	經理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている（内容に不備等がない）	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	30,500 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領収証

増田 義明

様 No. _____

★ 76,100.00
但 9月分家賃
令和4年9月27日

水道料金 71,000.00
日 上記正に領収いたしました



内訳

税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等

徳島県鴨島町鴨島233-1.本郷ビル

手づくりの店 **本郷**


〒776-0010 電話(代)0883-24-3711



活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務所費
整理番号	7

費目	月分	支払の内容
※該当費目を○で囲む		
家賃料		
○電気代		
水道代		
ガス代	4 月 分	吉野川市鴨島町にある事務所の電気代 4月分 7,489円 合計 7,489円
その他		
※具体的に記載		
例： 警備会社との警備委託料		

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている（内容に不備等がない）	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	3,744 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

(A) 電気料金等振込金受領証

令和 4年 4月分	ご使用期間	3月 15日 ~ 4月 13日
お客さま番号 (支払契約番号)		
増富 義明 様		
金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) 円	
7 4 8 9	6 8 0	
燃料費調整額 (再掲) 円	再エネ発電促進賦課金等 (再掲) 円	
4 9 2	6 4 7	

契約種別	使用電力量 kWh	契約電力 kVA-kw-A	力率 %	金額の内訳 円	延滞利息額等 (再掲) 円	
04	35			1,106		
07	158	3	90	6,383		
定額	10 W	20 W	40 W	60 W	100W 50 100W 以上 以上 以上	
						精算額 (再掲) 円

上記お振込金額を受領いたしました。

支払期日	お取扱期限日
4年 5月16日	4年 5月26日

受領日付印



お問い合わせ先	徳島支店 ☎ 0120-564-552
---------	------------------------

四国電力株式会社

○本証により当社の集金員が収納することはありません。
○受領印のないものおよび金額を訂正したものは無効です。


(お客さま控え)

(裏面もご覧ください)

活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務所費
整理番号	8

費目	月分	支払の内容
※該当費目を○で囲む		
家賃料		
電気代		
水道代		
ガス代	5月分	吉野川市鴨島町にある事務所の電気代
		5月分 5,231円
		合計 5,231円
その他		
※具体的に記載		
例： 警備会社との警備委託料		

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている（内容に不備等がない）	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	2,615 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

(A) 電気料金等振込金受領証

令和 4年 5月分	ご使用期間	4月 14日 ~ 5月 17日
お客さま番号 (支払契約番号)		
増富 義明 様		
金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) 円	
5 2 3 1	4 7 5	
燃料費調整額 (再掲) 円	再エネ発電促進賦課金等 (再掲) 円	
2 0 4	2 7 5	

契約種別	使用電力量 kWh	契約電力 kVA-kw-A	力率 %	金額の内訳 円	延滞利息額等 (再掲) 円	
04	39			1215		
07	41	3	90	4016		
定額	10 W	20 W	40 W	60 W	100W 50 100W 以上 V 以上	精算額 (再掲) 円

支払期日	お取扱期限日
4年 6月17日	4年 6月27日

お問い合わせ先	徳島支店 ☎ 0120-564-552
---------	------------------------

四国電力株式会社

○本証により当社の集金員が収納することはありません。
○受領印のないものおよび金額を訂正したものは無効です。

(お客さま控え)

上記お振込金額を受領いたしました。




(裏面もご覧ください)

活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務所費
整理番号	9

費目	月分	支払の内容
※該当費目を○で囲む		
家賃料		
電気代		
水道代		
ガス代	6月分	吉野川市鴨島町にある事務所の電気代
		6月分 5,214円
		合計 5,214円
その他		
※具体的に記載		
例： 警備会社との警備委託料		

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている（内容に不備等がない）	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	2,607 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

(A) 電気料金等振込金受領証

令和 4年 8月分	ご使用期間	5月 18日 ~ 8月 14日
お客さま番号 (支払契約番号)		
増富 義明 様		
金 額 (円)	消費税等相当額 (再掲) 円	
5 2 1 4	474	
燃料費調整額 (再掲) 円	再工発電促進賦課金等 (再掲) 円	
206	278	

契約種別	使用電力量 kWh	契約電力 kVA・kW・A	力率 %	金額の内訳 円	延滞利息額等 (再掲) 円	
04	33			1056		
07	48	3	90	4158		
定額	10 W	20 W	40 W	60 W	100W 50 100V 以上 V 以上	精算額 (再掲) 円

上記お振込金額を受理いたしました。

支払期日	お取扱期限日
4年 7月15日	4年 7月25日

お問い合わせ先	徳島支店
	☎ 0120-564-552

四国電力株式会社

○本証により当社の集金員が収納することはありません。
○受領印のないものおよび金額を訂正したものは無効です。

(お客さま控え)




(裏面もご覧ください)

活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務所費
整理番号	10

費目	月分	支払の内容
※該当費目を○で囲む		
家賃料		
電気代		
水道代		
ガス代	7月分	吉野川市鴨島町にある事務所の電気代
		7月分 8,360円
		合計 8,360円
その他		
※具体的に記載		
例： 警備会社との警備委託料		

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている（内容に不備等がない）	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	4,180 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

(A) 電気料金等振込金受領証

令和 4年 7月分	ご使用期間	6月 15日 ~ 7月 13日
お客さま番号 (支払契約番号)		
増富 義明 様		
金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) 円	
8 3 6 0	7 5 9	
燃料費調整額 (再掲) 円	再エネ発電促進賦課金等 (再掲) 円	
5 8 2	7 8 6	

契約種別	使用電力量 kWh	契約電力 kVA・kW・A	力率 %	金額の内訳 円	延滞利息額等 (再掲) 円
04	36			1136	
07	192	3	90	7224	
定額	10 W	20 W	40 W	60 W	100W 50 100W 以上 V 以上

精算額 (再掲) 円 18830
 上記金額を請求しました。
 受領印を付印

支払期日	お取扱期限日
4年 8月15日	4年 8月25日

お問い合わせ先
 徳島支店
 ☎ 0120-564-552

四国電力株式会社

○本証により当社の集金員が収納することはありません。
 ○受領印のないものおよび金額を訂正したものは無効です。

(お客さま控え)




(裏面もご覧ください)

活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務所費
整理番号	11

費目	月分	支払の内容
※該当費目を○で囲む		
家賃料		
電気代		
水道代		
ガス代	8月分	吉野川市鴨島町にある事務所の電気代 8月分 11,032円 合計 11,032円
その他		
※具体的に記載		
例： 警備会社との警備委託料		

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている (内容に不備等がない)	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	5,516 円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

(A) 電気料金等振込金受領証

令和 4年 8月分 ご使用期間 7月 14日 ~ 8月 16日

お客さま番号 (支払契約番号)		増富 義明 様	
金 額 (円)	消費税等相当額 (再掲) 円		
111032	1002		
燃料費調整額 (再掲) 円	再エネ発電促進賦課金等 (再掲) 円		
875	1182		

契約種別	使用電力量 kWh	契約電力 kVA-kW-A	力率 %	金額の内訳 円	延滞利息額等 (再掲) 円
04	41			1268	
07	302	3	90	9764	
定額	10 W	20 W	40 W	60 W	100W 50/100以上 V以上
				精算額 (再掲) 円	

支払期日 4年 9月16日	お取扱期限日 4年 9月26日	上記お振込金額を誤りました。 受領印 (日付) 印 168484 22,902 ロソン徳島 実印日付
------------------	--------------------	---

お問い合わせ先
徳島支店
☎ 0120-564-552
四国電力株式会社


○本証により当社の集金員が収納することはありません。
○受領印のないものおよび金額を訂正したものは無効です。
(お客さま控え)

(裏面もご覧ください)

活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務所費
整理番号	12

費目	月分	支払の内容
※該当費目を○で囲む		
家賃料		
電気代		
水道代		
ガス代	9月分	吉野川市鴨島町にある事務所の電気代 9月分 9,129円 合計 9,129円
その他		
※具体的に記載		
例： 警備会社との警備委託料		

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている（内容に不備等がない）	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	4,564 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

(A) 電気料金等振込金受領証

令和 4年 9月分	ご使用期間	8月 17日 ~ 9月 13日
お客さま番号 (支払契約番号)		増富 義明 様
金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) 円	
9 1 2 9	829	
燃料費調整額 (再掲) 円	再エネ発電促進賦課金等 (再掲) 円	
655	885	

契約種別	使用電力量 AWh	契約電力 kVA-kW-A	力率 %	金額の内訳 円	延滞利息費等 (再掲) 円
04	35			1109	
07	222	3	90	8020	
定額	10 W	20 W	40 W	60 W	100W 50 ¹⁰⁰ 以上 V以上
				精算額 (再掲) 円	

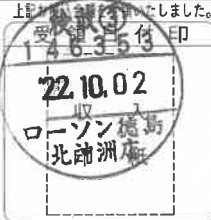
支払期日	お取扱期限日
4年10月14日	4年10月24日

お問い合わせ先	徳島支店 ☎ 0120-564-552
---------	------------------------

四国電力株式会社

○本証により当社の集金員が収納することはありません。
○受領印のないものおよび金額を訂正したものは無効です。

(お客さま控え)




(裏面もご覧ください)

活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務所費
整理番号	13

費目	月分	支払の内容
※該当費目を○で囲む		
○家賃料		
電気代		
○水道代		
ガス代	10月分	吉野川市鴨島町にある事務所の家賃・水道代
		10月分 61,000円
		合計 61,000円
その他		
※具体的に記載		
例： 警備会社との警備委託料		

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている（内容に不備等がない）	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	30,500 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

増富義明 様

No.

★ 761,000-

但

10月分家賃

水道料金 71,000-

令和4年10月24日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

徳島県鴨島町鴨島233-1.木郷ビル

手づくりの店


〒776-0010 電話 0883-24-3711



活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務所費
整理番号	14

費目	月分	支払の内容
※該当費目を○で囲む		
○家賃料		
電気代		
○水道代		
ガス代	11月分	吉野川市鴨島町にある事務所の家賃・水道代
		11月分 61,000円
		合計 61,000円
その他		
※具体的に記載		
例： 警備会社との警備委託料		

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている（内容に不備等がない）	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	30,500 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

増富義明

様

No.

★ 76,100.-

但 11月分家賃 水正料金 7,100.-

昭和4年 11月 25日 上記正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

徳島県鴨島町鴨島233-1.本郷ビル

手づくりの店 本郷

〒776-0010 電話代0883-24-3711




参考様式 8

活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務所費
整理番号	15

費目	月分	支払の内容
※該当費目を○で囲む		
○家賃料		
電気代		
○水道代		
ガス代	12月分	吉野川市鴨島町にある事務所の家賃・水道代
		12月分 61,000円
		合計 61,000円
その他		
※具体的に記載		
例： 警備会社との警備委託料		

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている（内容に不備等がない）	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	30,500 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

増富義明 様

No.

★ 76,000-

但 12月の家賃 水道料金 71,000-

令和4年 12月 26日 上記正に領収いたしました

内 訳

徳島県鴨島町鴨島233-1.本郷ビル

税抜金額

手づくりの店

消費税額等(%)


〒776-0010 電話 0883-24-3711



活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務所費
整理番号	16

費目	月分	支払の内容
※該当費目を○で囲む		
○家賃料		
電気代		
○水道代		
ガス代	1月分	吉野川市鴨島町にある事務所の家賃・水道代
		1月分 61,000円
		合計 61,000円
その他		
※具体的に記載		
例： 警備会社との警備委託料		

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている（内容に不備等がない）	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	30,500 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

増田 義明

様 No. _____

★ ¥61,000-

但 1月分家賃 水道料 ¥1,000-

令和5年 1月 23日 上記正に領収いたしました



内訳

税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等

徳島県鴨島町鴨島233-1.本郷ビル

手づくりの店 **本郷**


〒776-0010 電話(代)0883-24-3711



活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務所費
整理番号	17

費目	月分	支払の内容
※該当費目を○で囲む		
○家賃料		
電気代		
○水道代		
ガス代	2月分	吉野川市鴨島町にある事務所の家賃・水道代
		2月分 61,000円
		合計 61,000円
その他		
※具体的に記載		
例： 警備会社との警備委託料		

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている（内容に不備等がない）	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	30,500 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

増富義明

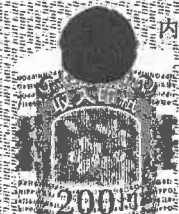
様

No.

★ 76,100-

但 2月分家賃 水道料金 7,100-

12月5日 27日 上記正に領収いたしました



内訳

税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等

徳島県鴨島町鴨島233-1.本郷ビル

手づくりの店 本郷


〒776-0010 電話(代)0883-24-3711



活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務所費
整理番号	18

費目	月分	支払の内容
※該当費目を○で囲む		
家賃料		
電気代		
水道代		
ガス代	3月分	吉野川市鴨島町にある事務所の家賃・水道代
		3月分 61,000円
		合計 61,000円
その他		
※具体的に記載		
例： 警備会社との警備委託料		

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている（内容に不備等がない）	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付け

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	30,500 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

増富

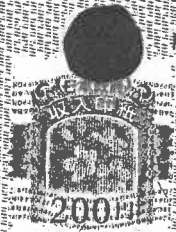
様 No. _____

★ 76,100.00

但 3月分系債

水送料金 71,000.00

令和5年3月24日 上記正に領収いたしました



内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

徳島県鳴島町鳴島233-1.本郷ビル

手づくりの店 本

郷


〒776-0010 電話(代)0883-24-3711



活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務所費
整理番号	19

費目	月分	支払の内容
※該当費目を○で囲む		
家賃料		
電気代		
水道代		
ガス代	10月分	吉野川市鴨島町にある事務所の電気代 10月分 6,280円 / 合計 6,280円
その他		
※具体的に記載		
例： 警備会社との警備委託料		

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている (内容に不備等がない)	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	3,140 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

(A) 電気料金等振込金受領証

令和 4年 10月分	ご使用期間	9月 14日 ~ 10月 16日	
お客さま番号 (支払契約番号)		増富 義明 様	
金 額 (円)	消費税等相当額 (再掲) 円		
6 2 8 0	5 7 0		
燃料費調整額 (再掲) 円	再エネ発電促進賦課金等 (再掲) 円		
3 2 4	4 3 8		

契約種別	使用電力量 kWh	契約電力 kVA-kw-A	力率 %	金額の内訳 円	延滞利息額等 (再掲) 円
04	40			1242	
07	87.3		90	5038	
定額	10 W	20 W	40 W	60 W	100W 50 100V以上
					精算額 (再掲) 円

上記お振込金額を受領いたしました。

支払期日	お取扱期限日
4年11月16日	4年11月26日
お問い合わせ先	徳島支店 ☎ 0120-564-552

四国電力株式会社

○本証により当社の集金員が収納することはありません。
○受領印のないものおよび金額を訂正したものは無効です。

(お客さま控え)


受領日付印
収 印
4.10.28
40938

(裏面もご覧ください)

活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務所費
整理番号	20

費目	月分	支払の内容
※該当費目を○で囲む		
家賃料		
電気代		
水道代		
ガス代	11月分	吉野川市鴨島町にある事務所の電気代 11月分 5,588円 合計 5,588円
その他		
※具体的に記載		
例： 警備会社との警備委託料		

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている（内容に不備等がない）	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	2,794 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

(A) 電気料金等振込金受領証

令和 4年11月分	ご使用期間	10月17日～11月14日	
お客さま番号 (支払契約番号)		増富 義明 様	
金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) 円		
5588	507		
燃料費調整額 (再掲) 円	再エネルギー電圧変動調整金等 (再掲) 円		
253	341		

契約種別	使用電力量 kWh	契約電力 kVA-kw-A	力率 %	金額の内訳 円	延滞利息額等 (再掲) 円
04	34			1083	
07	65	3	90	4505	
定額	10 W	20 W	40 W	60 W	100W/50kVA以上
					精算額 (再掲) 円

支払期日	お取扱期限日
4年12月15日	4年12月25日
お問い合わせ先	徳島支店
	☎ 0120-564-552



四国電力株式会社


○本証により当社の集金員が収納することはありません。
 ○受領印のないものおよび金額を訂正したものは無効です。
 (お客さま控え)

(裏面もご覧ください)

活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務所費
整理番号	21

費目	月分	支払の内容
※該当費目を○で囲む		
家賃料		
電気代		
水道代		
ガス代	12月分	吉野川市鴨島町にある事務所の電気代 12月分 9,008円 合計 9,008円
その他		
※具体的に記載		
例： 警備会社との警備委託料		

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている (内容に不備等がない)	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	4,504 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

(A) 電気料金等振込金受領証

令和 4年12月分	ご使用期間	11月 15日 ~ 12月 13日	
お客さま番号 (支払契約番号)		増富 義明 様	
金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) 円		
9008	818		
燃料費調整額 (再掲) 円	再エネルギー促進賦課金等 (再掲) 円		
681	920		

契約種別	使用電力量 kWh	契約電力 kVA-kw-A	力率 %	金額の内訳 円	延滞利息額等 (再掲) 円
04	34			1083	
07	233	3	90	7925	
定額	10 W	20 W	40 W	60 W	100W 50/100W 以上 V以上
				精算額 (再掲) 円	

上記お振込金額を受領いたしました。

支払期日	お取扱期限日
5年 1月13日	5年 1月23日
徳島支店 ☎ 0120-564-552	




○本証により当社の集金員が収納することはありません。
 ○受領印のないものおよび金額を訂正したものは無効です。
 (お客さま控え)

(裏面もご覧ください)

活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務所費
整理番号	22

費目	月分	支払の内容
※該当費目を○で囲む		
家賃料		
電気代		
水道代		
ガス代	1月分	吉野川市鴨島町にある事務所の電気代
		1月分 12,208円
		合計 12,208円
その他		
※具体的に記載		
例： 警備会社との警備委託料		

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている (内容に不備等がない)	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	6,104 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

(A) 電気料金等振込金受領証

令和 5年 1月分	ご使用期間	12月 14日 ~ 1月 17日
お客さま番号 (支払契約番号)		
増富 義明 様		
金 額 (円)	消費税等相当額 (再掲) 円	
12208	1109	
燃料費調整額 (再掲) 円	再エネ発電促進賦課金等 (再掲) 円	
1066	1441	

契約種別	使用電力量 kWh	契約電力 kVA: kW-A	力率 %	金額の内訳 円	延滞利息額等 (再掲) 円	
04	55			1636		
07	363	3	90	10572		
定額	10 W	20 W	40 W	60 W	100W 50,100V 以上 V以上	
				精算額 (再掲) 円		

支払期日	お取扱期限日
5年 2月17日	5年 2月27日

お問い合わせ先 徳島支店
☎ 0120-564-552

四国電力株式会社

○本証により当社の集金員が収納することはありません。
○受領印のないものおよび金額を訂正したものは無効です。

(お客さま控え)

上記お振込金額を受領いたしました。

受領印

231900

2023.1.13


印 綴
美津病院前店

(裏面もご覧ください)

活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務所費
整理番号	23

費目	月分	支払の内容
※該当費目を○で囲む		
家賃料		
電気代		
水道代		
ガス代	2月分	吉野川市鴨島町にある事務所の電気代
		2月分 9,135円
		合計 9,135円
その他		
※具体的に記載		
例： 警備会社との警備委託料		

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている（内容に不備等がない）	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	4,567 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

(A) 電気料金等振込金受領証

令和 5年 2月分	ご使用期間	1月 18日 ~ 2月 13日
お客さま番号 (支払契約番号)		
増富 義明 様		
金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) 円	
9 1 3 5	8 2 9	
燃料費調整額 (再掲) 円	再エネ発電促進賦課金等 (再掲) 円	
- 1 8 2 9	1 4 1 7	

契約種別	使用電力量 kWh	契約電力 kVA-kW-A	力率 %	金額の内訳 円	延滞利息額等 (再掲) 円		
04	46			1077			
07	365	3	90	8058			
定額	10 W	20 W	40 W	60 W	100W 以上	50 100V 以上	精算額 (再掲) 円

支払期日	お取扱期限日
5年 3月16日	5年 3月26日
お問い合わせ先 徳島支店 ☎ 0120-564-552	



四国電力株式会社

○本証により当社の集金員が収納することはありません。
○受領印のないものおよび金額を訂正したものは無効です。

(お客さま控え) (裏面もご覧ください)


活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務費
整理番号	1

①	商品名・数量・単価・発送内容 ※切手を購入した場合は発送数を記載し、発送物の写しを添付すること ※全額充当や共通按分率を超えた割合を充当する場合は、按分率の根拠を記載すること	

② 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	発送物写し
		事務費	2,241	1/2	191	コピー用紙
	事務費	1/2		929	インクカートリッジ/ブラック	
	事務費	1,048	1/2	524	宛名・表示ラベル	
	合計	3,289		1,644		

(注) 備品（取得価格10万円以上のもの。但しパソコンは除く）については、資産形成のおそれがないリース契約を原則とする。どうしても購入する必要がある場合には、耐用年数を議員残任期で按分した分のみを充当する。（充当の計算はガイドラインP25を参照）
 (注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 全額充当や共通按分率を超えた割合で充当している場合は、その根拠が明確である	
<input checked="" type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	1,644 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

新製品が安い KS ケーズデンキ

お買上げ明細

2022年 9月 6日(火) 17時12分

<明細>

1 ●宛名・表示ラベル エーワン 4906186289191 28919	・ 持帰	
1点	10%	¥1,048
1点/合計		¥1,048
税率別内訳 /	課税対象額 10%	¥1,048
	(内消費税額)	¥95

[0173111-017059327-2310005576546]

領収証

2022年 9月 6日(火) 17時12分

金額 ¥1,048

(内消費税等 ¥95)
税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥1,048
(内消費税額 ¥95)

但し、お品代として
上記金額正に領収致しました。

<決済内訳>

現金	¥1,048
(内消費税等)	¥95
現金お預かり お釣り	¥1,058 ¥10

ケーズデンキ鴨島店
電話番号 0883-26-2633
販売担当者059327

店コード 2200001731110
売上伝票番号 2310005576546

お得で便利なあんしんパスポートアプリは
↓↓ こちらから ↓↓



新製品が安い KS ケーズデンキ

お買上げ明細

2022年 4月19日(火) 16時20分

<明細>

1 ●コピー用紙 三菱製紙 4957250601814 RE-FSC-MX A4	・ 持帰	
1点	10%	¥382
2 ●インクカートリッジ/ブラック エプソン 4988617361683 MUG-BK	・ 持帰	
1点	10%	¥1,859
2点/合計		¥2,241
税率別内訳 /	課税対象額 10%	¥2,241
	(内消費税額)	¥203

[0173111-017032009-2310005420276]

領収証

2022年 4月19日(火) 16時20分

金額 ¥2,241

(内消費税等 ¥203)
税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥2,241
(内消費税額 ¥203)

但し、お品代として
上記金額正に領収致しました。

<決済内訳>

現金	¥2,241
(内消費税等)	¥203
現金お預かり お釣り	¥5,000 ¥2,759

ケーズデンキ鴨島店
電話番号 0883-26-2633
販売担当者032009

店コード 2200001731110
売上伝票番号 2310005420276

お得で便利なあんしんパスポートアプリは
↓↓ こちらから ↓↓




活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務費
整理番号	2

①	商品名・数量・単価・発送内容						
	※切手を購入した場合は発送数を記載し、発送物の写しを添付すること ※全額充当や共通按分率を超えた割合を充当する場合は、按分率の根拠を記載すること	吉野川市鴨島町にある事務所のインターネット代 4月分 6,277円 5月分 6,435円 6月分 6,435円 7月分 6,435円 8月分 6,435円 9月分 6,435円					
② 経費		費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	発送物写し
		通信費	6,277	1/2	3,138	4月分	
		通信費	6,435	1/2	3,217	5月分	
		通信費	6,435	1/2	3,217	6月分	
		通信費	6,435	1/2	3,217	7月分	
		通信費	6,435	1/2	3,217	8月分	
		通信費	6,435	1/2	3,217	9月分	
		合計	38,452		19,223		

(注) 備品(取得価格10万円以上のもの。但しパソコンは除く)については、資産形成のおそれがないリース契約を原則とする。
 どうしても購入する必要がある場合には、耐用年数を議員残任期で按分した分のみを充当する。(充当の計算はガイドラインP25を参照)
 (注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 全額充当や共通按分率を超えた割合で充当している場合は、その根拠が明確である	
<input checked="" type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	19,223 円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
増富義明事務所 様

お客様番号

2022年 4月ご請求分

金額(円)
¥6,277-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
22.4.22
345236

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左側の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取り取らなくてください。

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
増富義明事務所 様

お客様番号

2022年 5月ご請求分

金額(円)
¥6,435-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
22.6.01
345236

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左側の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取り取らなくてください。

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
増富義明事務所 様

お客様番号

2022年 6月ご請求分

金額(円)
¥6,435-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
35705
22.6.24

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左側の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取り取らなくてください。

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
増富義明事務所 様

お客様番号

2022年 7月ご請求分

金額(円)
¥6,435-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
246273
22.7.24
ローンソ 徳島
田宮街道店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左側の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取り取らなくてください。

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
増富義明事務所 様

お客様番号

2022年 8月ご請求分

金額(円)
¥6,435-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
168930
22.8.27
ローンソ 徳島
北沖洲店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左側の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取り取らなくてください。

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
増富義明事務所 様

お客様番号

2022年 9月ご請求分

金額(円)
¥6,435-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
146353
22.10.02
ローンソ 徳島
北沖洲店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左側の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取り取らなくてください。


活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務費
整理番号	3

①	商品名・数量・単価・発送内容	
	※切手を購入した場合は発送数を記載し、発送物の写しを添付すること ※全額充当や共通按分率を超えた割合を充当する場合は、按分率の根拠を記載すること	吉野川市鴨島町にある事務所のインターネット代 10月分 6,435円 11月分 6,435円 12月分 6,435円 1月分 6,435円 2月分 6,435円 3月分 6,435円

② 経費	費目	領収書金額	按分率	充当金額	支払の内容	発送物写し
		(円)	(/)	(円)		
	通信費	6,435	1/2	3,217	10月分	
	通信費	6,435	1/2	3,217	11月分	
	通信費	6,435	1/2	3,217	12月分	
	通信費	6,435	1/2	3,217	1月分	
	通信費	6,435	1/2	3,217	2月分	
	通信費	6,435	1/2	3,217	3月分	
	合計	38,610		19,302		

(注) 備品(取得価格1.0万円以上のもの。但しパソコンは除く)については、資産形成のおそれがないリース契約を原則とする。どうしても購入する必要がある場合には、耐用年数を議員残任期で按分した分のみを充当する。(充当の計算はガイドラインP25を参照)
 (注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 全額充当や共通按分率を超えた割合で充当している場合は、その根拠が明確である	
<input checked="" type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	19,302 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
増富義明事務所 様

お客様番号

2022年10月ご請求分

金額(円) ¥6,435-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 附印
印
35709
22.10.24
40938
阿波入原店

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
増富義明事務所 様

お客様番号

2022年11月ご請求分

金額(円) ¥6,435-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 附印
印
35709
22.11.24
40938
阿波入原店

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
増富義明事務所 様

お客様番号

2022年12月ご請求分

金額(円) ¥6,435-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 附印
印
510617
22.12.29

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
増富義明事務所 様

お客様番号

2023年1月ご請求分

金額(円) ¥6,435-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 附印
印
40938
-5.1.25

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
増富義明事務所 様

お客様番号

2023年2月ご請求分

金額(円) ¥6,435-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 附印
印
038770
23.2.24
ローソン松茂
中喜菜店

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
増富義明事務所 様

お客様番号

2023年3月ご請求分

金額(円) ¥6,435-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 附印
印
171612
23.3.24
ローソン徳島
丸根三丁目店

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様


活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務費
整理番号	4

①	商品名・数量・単価・発送内容 ※切手を購入した場合は発送数を記載し、発送物の写しを添付すること ※全額充当や共通按分率を超えた割合を充当する場合は、按分率の根拠を記載すること	
---	---	--

② 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	発送物写し
	事務費	1,636	1/2	818	コピー用紙	
事務費	1,133	1/2	566	インクカートリッジ		
事務費	1,859	1/2	929	インクカートリッジ/ブラック		
事務費	1,859	1/2	929	インクカートリッジ/ブラック		
事務費	1,214	1/2	607	宛名・表示ラベル		
合計	7,701		3,849			

(注) 備品（取得価格10万円以上のもの。但しパソコンは除く）については、資産形成のおそれがないリース契約を原則とする。どうしても購入する必要がある場合には、耐用年数を議員任期で按分した分のみを充当する。（充当の計算はガイドラインP25を参照）
 (注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 全額充当や共通按分率を超えた割合で充当している場合は、その根拠が明確である	
<input checked="" type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～1-1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	3,849 円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

AEON

マルナカパワーシティ鴨島店
TEL0883-26-0220
<http://www.maxvalu.co.jp/>

領収証

マックスバリュ西日本株式会社

マックスバリュ西日本のアプリが『iAEON』
に変わりました！チラシやレシ、お得
なクーポンも随時配信中！！お買い物
はイオンペイでらくらく支払済♪

レシ0203 2023/ 1/31(火) 17:34
取1213 責:003554027

コピー用紙A4 (6個 X 単248)	1,488
小計	¥1,488
外税10%対象額	¥1,488
外税10%	¥148
合計	¥1,636
現金	¥2,006
お釣り	¥370

お買上商品数:6

◆印はEレシートで課税対象商品

WAON POINT会員募集中！
今すぐ会員登録でオトクにお買物！
<http://www.smartwaon.com>
【スマートワオン】で検索



新製品が安い KS ケーズデンキ

お買上げ明細

2022年10月26日(水)

15時 6分

＜明細＞

1 ●インクカートリッジ ブラザー工業 4977766747516 LC211BK	1点	持帰 10% ¥1,133
---	----	---------------------

1点/合計	¥1,133
税率別内訳 / 課税対象額 10%	¥1,133
(内消費税額)	¥103

[0173111-017047546-2310005631535]

領収証

2022年10月26日(水)

15時 6分

金額	¥1,133
(内消費税等)	¥103
税率別内訳 / 課税対象額 10%	¥1,133
(内消費税額)	¥103

但し、お品代として
上記金額正に領収致しました。

＜決済内訳＞

現金	¥133
(内消費税等)	¥12
ギフト券	¥1,000
(内消費税等)	¥91

現金お預かり	¥1,000
金券お預かり	¥1,000
お釣り	¥867

ケーズデンキ鴨島店

電話番号 0883-26-2633

販売担当者047546

店コード 2200001731110
売上伝票番号 2310005631535

新製品が安い KS ケーズデンキ

お買上げ明細

2023年 1月31日(火) 17時27分

-<明細>-			
1 ●インクカートリッジ/ブラック エプソン 4988617361683 MUG-BK	・ 持帰 1点	10%	¥1,859
1点/合計			¥1,859
税率別内訳 /	課税対象額	10%	¥1,859
	(内消費税額)		¥169

[0173111-017063102-2310006395856]

領収証

2023年 1月31日(火) 17時27分

金額	¥1,859
	(内消費税等 ¥169)
税率別内訳 /	課税対象額 10% ¥1,859
	(内消費税額 ¥169)
但し、お品代として 上記金額正に領収致しました。	

-<決済内訳>-	
現金	¥1,859
	(内消費税等 ¥169)

現金お預かり ¥10,060
お釣り ¥8,201

登録番号: [REDACTED]
ケーズデンキ 鶴島店
電話番号 0883-26-2633
販売担当者063102 [REDACTED]

店コード 2200001731110
売上伝票番号 2310006395856

新製品が安い KS ケーズデンキ

お買上げ明細

2023年 2月 8日(水) 16時29分

-<明細>-			
1 ●宛名・表示ラベル エーワン 4906186289191 28919	・ 持帰 1点	10%	¥1,214
2 ●インクカートリッジ/ブラック エプソン 4988617361683 MUG-BK	・ 持帰 1点	10%	¥1,859
2点/合計			¥3,073
税率別内訳 /	課税対象額	10%	¥3,073
	(内消費税額)		¥279

[0173111-017044910-2310006405401]

領収証

2023年 2月 8日(水) 16時29分

金額	¥3,073
	(内消費税等 ¥279)
税率別内訳 /	課税対象額 10% ¥3,073
	(内消費税額 ¥279)
但し、お品代として 上記金額正に領収致しました。	

-<決済内訳>-	
現金	¥3,073
	(内消費税等 ¥279)

現金お預かり ¥3,125
お釣り ¥52


登録番号: [REDACTED]
ケーズデンキ 鶴島店
電話番号 0883-26-2633
販売担当者044910 [REDACTED]

店コード 2200001731110
売上伝票番号 2310006405401

活動報告書兼領収書等添付票

項目	人件費
整理番号	1

①	雇用形態 及び 提出書類	<input checked="" type="checkbox"/> 雇用主が会派又は議員 <div style="float: right; margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> 主に月給制による常勤雇用 (雇用契約書及び領収書を提出) </div>
		<input checked="" type="checkbox"/> 主に日給・時給制による非常勤雇用 (勤務実績表兼領収書を提出)
		<input type="checkbox"/> 雇用主が会派又は議員以外(例:派遣等) (職員従事協定書及び領収書を提出)
②	按分率 の根拠 及び 充当額	<input checked="" type="checkbox"/> 合理的な説明ができる場合(※) 充当額(次のいずれかの方法で算出すること) 月額単価 () × () / () = 円 日額単価 () × () × () / () = 円 時間単価 (1,000) × (290) = 290,000 円 ※日々の勤務時間、政務活動への従事時間、具体的な業務内容を記載した勤務実績表に基づき、政務活動への従事割合を按分する場合
		<input type="checkbox"/> 合理的な説明が困難な場合 充当額(次のいずれかの方法で算出すること) 雇用契約書に記載の給与又は賃金 × 1/2 = 円 職員従事協定書に記載の費用負担 × 1/2 = 円

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 必要書類(勤務実績表、雇用契約書、職員従事協定書)が提出されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】



按分率	1/2
政務活動費の支出額	290,000 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED] 電話 [REDACTED]	
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和 4年 4月 1日 から 令和 4年 9月 30日 まで	
就業場所	吉野川市鴨島町鴨島235	
職務内容	資料収集・整理、広報誌発行等作業、一般事務処理等	
就業時間 (休憩時間)	午前 11 時 00 分 から 午後 4 時 00 分 まで ()	
休日	土・日・祝日	
給与 (賃金)	時給1,000円	
給与支払	手渡し支給	
給与振込先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
		令和 4 年 4 月 1 日
雇用者	増富 義明	
被雇用者	[REDACTED]	

被雇用者は、政務活動費の充当を自粛する者（次に掲げる者）ではありません。

- ・ 配偶者、二親等以内の親族及び同一生計者
- ・ 自己、配偶者又は一親等の親族の経営する法人職員
- ・ 自己が実質的に支配する法人職員

議員自筆署名： 増富義明

勤務実績表兼領収書

4 月分		氏名		
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動業務 従事時間数	政務活動業務内容
1	金	5	2.5	資料収集・整理
2	土			
3	日			
4	月	5	2.5	資料収集・整理
5	火	5	2.5	資料収集・整理
6	水	5	2.5	資料収集・整理
7	木	5	2.5	資料収集・整理
8	金	5	2.5	資料収集・整理
9	土			
10	日			
11	月	5	2.5	資料収集・整理
12	火	6	3.0	資料収集・整理
13	水	7	3.5	資料収集・整理
14	木	5	2.5	資料収集・整理
15	金	5	2.5	資料収集・整理
16	土			
17	日			
18	月	5	2.5	資料収集・整理
19	火	5	2.5	資料収集・整理
20	水	5	2.5	資料収集・整理
21	木	5	2.5	資料収集・整理
22	金	5	2.5	資料収集・整理
23	土			
24	日			
25	月	5	2.5	資料収集・整理
26	火	5	2.5	資料収集・整理
27	水	5	2.5	資料収集・整理
28	木	6	3.0	資料収集・整理
29	金	7	3.5	資料収集・整理
30	土			
計		(a) 111	(b) 55.5	
金 111,000 円			左記金額を領収致しました 令和 4 年 4 月 30 日 住所 氏名	

1. 上記のとおり、勤務したことを証明します。

2. 上記の者（被雇用者）は、政務活動費の充当を自庸する者（次に掲げる者）ではありません。

- ・配偶者、二親等以内の親族及び同一生計者
- ・自己、配偶者又は一親等の親族の経営する法人職員
- ・自己が実質的に支配する法人職員

議員自筆署名：

増富義明

勤務実績表兼領収書

5 月分		氏名		
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動業務 従事時間数	政務活動業務内容
1	日			
2	月	5	2.5	資料収集・整理
3	火			
4	水			
5	木	5	2.5	資料収集・整理
6	金	5	2.5	資料収集・整理
7	土			
8	日			
9	月	5	2.5	資料収集・整理
10	火	5	2.5	資料収集・整理
11	水	5	2.5	資料収集・整理
12	木	5	2.5	資料収集・整理
13	金	5	2.5	資料収集・整理
14	土			
15	日			
16	月	5	2.5	資料収集・整理
17	火	5	2.5	資料収集・整理
18	水	5	2.5	資料収集・整理
19	木	5	2.5	資料収集・整理
20	金	5	2.5	資料収集・整理
21	土			
22	日			
23	月	5	2.5	資料収集・整理
24	火	5	2.5	資料収集・整理
25	水	1	0.5	資料収集・整理
26	木	5	2.5	資料収集・整理
27	金	5	2.5	資料収集・整理
28	土			
29	日			
30	月	5	2.5	資料収集・整理
31	火	5	2.5	資料収集・整理
計		(a) 96	(b) 48	
金 96,000 円		左記金額を領収致しました 令和 4 年 5 月 31 日 住所 氏名		

1. 上記のとおり、勤務したことを証明します。

2. 上記の者（被雇用者）は、政務活動費の充当を自棄する者（次に掲げる者）ではありません。

- ・配偶者、二親等以内の親族及び同一生計者
- ・自己、配偶者又は一親等の親族の経営する法人職員
- ・自己が実質的に支配する法人職員

議員自筆署名：

増富義明

勤務実績表兼領収書

6 月分		氏名		
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動業務 従事時間数	政務活動業務内容
1	水	5	2.5	資料収集・整理
2	木			
3	金	5	2.5	資料収集・整理
4	土			
5	日			
6	月	5	2.5	資料収集・整理
7	火	5	2.5	資料収集・整理
8	水	5	2.5	資料収集・整理
9	木			
10	金	5	2.5	資料収集・整理
11	土			
12	日			
13	月	5	2.5	資料収集・整理
14	火	5	2.5	資料収集・整理
15	水			
16	木	5	2.5	資料収集・整理
17	金	5	2.5	資料収集・整理
18	土			
19	日			
20	月	5	2.5	資料収集・整理
21	火	5	2.5	資料収集・整理
22	水	5	2.5	資料収集・整理
23	木	4	2.0	資料収集・整理
24	金	5	2.5	資料収集・整理
25	土			
26	日			
27	月	5	2.5	資料収集・整理
28	火			
29	水	5	2.5	資料収集・整理
30	木	5	2.5	資料収集・整理
計		(a) 89	(b) 44.5	
金 89,000 円		左記金額を領収致しました 令和 4 年 6 月 30 日 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]		

1. 上記のとおり、勤務したことを証明します。

2. 上記の者（被雇用者）は、政務活動費の充当を自棄する者（次に掲げる者）ではありません。

- ・配偶者、二親等以内の親族及び同一生計者
- ・自己、配偶者又は一親等の親族の経営する法人職員
- ・自己が実質的に支配する法人職員

議員自筆署名:

増富義明

勤務実績表兼領収書

7 月分		氏名		[Redacted]
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動業務 従事時間数	政務活動業務内容
1	金	5	2.5	資料収集・整理
2	土			
3	日			
4	月			
5	火	5	2.5	資料収集・整理
6	水	5	2.5	資料収集・整理
7	木			
8	金	3	1.5	資料収集・整理
9	土			
10	日			
11	月	5	2.5	資料収集・整理
12	火	5	2.5	資料収集・整理
13	水	5	2.5	資料収集・整理
14	木	4	2.0	資料収集・整理
15	金	5	2.5	資料収集・整理
16	土			
17	日			
18	月	6	3.0	資料収集・整理
19	火	5	2.5	資料収集・整理
20	水	5	2.5	資料収集・整理
21	木	5	2.5	資料収集・整理
22	金	5	2.5	資料収集・整理
23	土			
24	日			
25	月	5	2.5	資料収集・整理
26	火	5	2.5	資料収集・整理
27	水	5	2.5	資料収集・整理
28	木	5	2.5	資料収集・整理
29	金	5	2.5	資料収集・整理
30	土			
31	日			
計		(a) 93	(b) 46.5	
金	93,000	円	左記金額を領収致しました 令和 4 年 7 月 31 日 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]	

1. 上記のとおり、勤務したことを証明します。

2. 上記の者（被雇用者）は、政務活動費の充当を自薦する者（次に掲げる者）ではありません。

- ・配偶者、二親等以内の親族及び同一生計者
- ・自己、配偶者又は一親等の親族の経営する法人職員
- ・自己が実質的に支配する法人職員

議員自筆署名: 増富義明

勤務実績表兼領収書

8 月分		氏名		
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動業務 従事時間数	政務活動業務内容
1	月	5	2.5	資料収集・整理
2	火	5	2.5	資料収集・整理
3	水	5	2.5	資料収集・整理
4	木	1.5	0.75	資料収集・整理
5	金	5	2.5	資料収集・整理
6	土			
7	日			
8	月	5	2.5	資料収集・整理
9	火	5	2.5	資料収集・整理
10	水	5	2.5	資料収集・整理
11	木			
12	金			
13	土			
14	日			
15	月			
16	火	5	2.5	資料収集・整理
17	水	5	2.5	資料収集・整理
18	木	5	2.5	資料収集・整理
19	金	5	2.5	資料収集・整理
20	土			
21	日			
22	月	5	2.5	資料収集・整理
23	火	5	2.5	資料収集・整理
24	水	5	2.5	資料収集・整理
25	木	4.5	2.25	資料収集・整理
26	金	5	2.5	資料収集・整理
27	土			
28	日			
29	月	5	2.5	資料収集・整理
30	火	5	2.5	資料収集・整理
31	水	5	2.5	資料収集・整理
計		(a) 96	(b) 48	
金 96,000 円			左記金額を領収致しました 平成 4 年 8 月 31 日 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]	

1. 上記のとおり、勤務したことを証明します。

2. 上記の者（被雇用者）は、政務活動費の充当を自棄する者（次に掲げる者）ではありません。
 ・配偶者、二親等以内の親族及び同一生計者
 ・自己、配偶者又は一親等の親族の経営する法人職員
 ・自己が実質的に支配する法人職員

議員自筆署名： 増富敏明

勤務実績表兼領収書

9 月分		氏名		[Redacted]
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動業務 従事時間数	政務活動業務内容
1	木	1	0.5	資料収集・整理
2	金	5	2.5	資料収集・整理
3	土			
4	日			
5	月	5	2.5	資料収集・整理
6	火	5	2.5	資料収集・整理
7	水	5	2.5	資料収集・整理
8	木	5	2.5	資料収集・整理
9	金	5	2.5	資料収集・整理
10	土			
11	日			
12	月	5	2.5	資料収集・整理
13	火	5	2.5	資料収集・整理
14	水	5	2.5	資料収集・整理
15	木	5	2.5	資料収集・整理
16	金	5	2.5	資料収集・整理
17	土			
18	日			
19	月			
20	火	5	2.5	資料収集・整理
21	水	5	2.5	資料収集・整理
22	木			
23	金	5	2.5	資料収集・整理
24	土			
25	日			
26	月	6	3.0	資料収集・整理
27	火	5	2.5	資料収集・整理
28	水	5	2.5	資料収集・整理
29	木	3	1.5	資料収集・整理
30	金	5	2.5	資料収集・整理
計		(a) 95	(b) 47.5	
金 95,000 円		左記金額を領収致しました 平成 4 年 9 月 30 日 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]		

1. 上記のとおり、勤務したことを証明します。


2. 上記の者（被雇用者）は、政務活動費の充当を自棄する者（次に掲げる者）ではありません。
 ・配偶者、二親等以内の親族及び同一生計者
 ・自己、配偶者又は一親等の親族の経営する法人職員
 ・自己が実質的に支配する法人職員

議員自筆署名： 増富義明

活動報告書兼領収書等添付票

項目	人件費
整理番号	2

①	雇用形態 及び 提出書類	<input checked="" type="checkbox"/> 雇用主が会派又は議員 <input type="checkbox"/> 主に月給制による常勤雇用 (雇用契約書及び領収書を提出) <input checked="" type="checkbox"/> 主に日給・時給制による非常勤雇用 (勤務実績表兼領収書を提出)
		<input type="checkbox"/> 雇用主が会派又は議員以外(例:派遣等) (職員従事協定書及び領収書を提出)
②	按分率 の根拠 及び 充当額	<input checked="" type="checkbox"/> 合理的な説明ができる場合(※) 充当額(次のいずれかの方法で算出すること) 月額単価 () × () / () = 円 日額単価 () × () × () / () = 円 時間単価 (1,000) × (258.5) = 258,500 円 ※日々の勤務時間、政務活動への従事時間、具体的な業務内容を記載した 勤務実績表に基づき、政務活動への従事割合を按分する場合
		<input type="checkbox"/> 合理的な説明が困難な場合 充当額(次のいずれかの方法で算出すること) 雇用契約書に記載の給与又は賃金 × 1/2 = 円 職員従事協定書に記載の費用負担 × 1/2 = 円

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 必要書類(勤務実績表、雇用契約書、職員従事協定書)が提出されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	258,500 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

勤務実績表兼領収書

10 月分		氏名		[Redacted]
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動業務 従事時間数	政務活動業務内容
1	土			
2	日			
3	月	5	2.5	資料収集・整理
4	火	5	2.5	資料収集・整理
5	水	5	2.5	資料収集・整理
6	木	5	2.5	資料収集・整理
7	金	5	2.5	資料収集・整理
8	土			
9	日			
10	月			
11	火	5	2.5	資料収集・整理
12	水	5	2.5	資料収集・整理
13	木	5	2.5	資料収集・整理
14	金	5	2.5	資料収集・整理
15	土			
16	日			
17	月	5	2.5	資料収集・整理
18	火	5	2.5	資料収集・整理
19	水	5	2.5	資料収集・整理
20	木	5	2.5	資料収集・整理
21	金	5	2.5	資料収集・整理
22	土			
23	日			
24	月	5	2.5	資料収集・整理
25	火	5	2.5	資料収集・整理
26	水	5	2.5	資料収集・整理
27	木	5	2.5	資料収集・整理
28	金	5	2.5	資料収集・整理
29	土			
30	日			
31	月	5	2.5	資料収集・整理
計		(a) 100	(b) 50.0	
金 100,000 円			左記金額を領収致しました 令和 4 年 10 月 31 日 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]	

1. 上記のとおり、勤務したことを証明します。

2. 上記の者（被雇用者）は、政務活動費の充当を自棄する者（次に掲げる者）ではありません。

- ・ 配偶者、二親等以内の親族及び同一生計者
- ・ 自己、配偶者又は一親等の親族の経営する法人職員
- ・ 自己が実質的に支配する法人職員

議員自筆署名: 増富義明

勤務実績表兼領収書

11 月分		氏名		
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動業務 従事時間数	政務活動業務内容
1	火	5	2.5	資料収集・整理
2	水	5	2.5	資料収集・整理
3	木	5	2.5	資料収集・整理
4	金	5	2.5	資料収集・整理
5	土			
6	日			
7	月	5	2.5	資料収集・整理
8	火	5	2.5	資料収集・整理
9	水	5	2.5	資料収集・整理
10	木	5	2.5	資料収集・整理
11	金	5	2.5	資料収集・整理
12	土			
13	日			
14	月	5	2.5	資料収集・整理
15	火	5	2.5	資料収集・整理
16	水	5	2.5	資料収集・整理
17	木	5	2.5	資料収集・整理
18	金	5	2.5	資料収集・整理
19	土	5	2.5	資料収集・整理
20	日			
21	月	5	2.5	資料収集・整理
22	火	5	2.5	広報誌発行作業等
23	水	5	2.5	広報誌発行作業等
24	木	6	3.0	広報誌発行作業等
25	金	5	2.5	広報誌発行作業等
26	土			
27	日			
28	月	5	2.5	広報誌発行作業等
29	火	5	2.5	広報誌発行作業等
30	水	5	2.5	広報誌発行作業等
計		(a) 116	(b) 58	
金 116,000 円			左記金額を領収致しました 令和 4 年 11 月 30 日 住所 氏名	

1. 上記のとおり、勤務したことを証明します。

2. 上記の者（被雇用者）は、政務活動費の充当を自棄する者（次に掲げる者）ではありません。

- ・配偶者、二親等以内の親族及び同一生計者
- ・自己、配偶者又は一親等の親族の経営する法人職員
- ・自己が実質的に支配する法人職員

議員自筆署名： *増富義明*

勤務実績表兼領収書

12 月分		氏名		
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動業務 従事時間数	政務活動業務内容
1	木	5	2.5	広報誌発行作業等
2	金	5	2.5	広報誌発行作業等
3	土			
4	日			
5	月	5	2.5	広報誌発行作業等
6	火	5	2.5	広報誌発行作業等
7	水	5	2.5	広報誌発行作業等
8	木	5	2.5	広報誌発行作業等
9	金	5	2.5	広報誌発行作業等
10	土			
11	日			
12	月	5	2.5	広報誌発行作業等
13	火	5	2.5	広報誌発行作業等
14	水	5	2.5	広報誌発行作業等
15	木	5	2.5	広報誌発行作業等
16	金	5	2.5	広報誌発行作業等
17	土			
18	日			
19	月	5	2.5	広報誌発行作業等
20	火	5	2.5	広報誌発行作業等
21	水	5	2.5	広報誌発行作業等
22	木	6	3.0	広報誌発行作業等
23	金	5	2.5	広報誌発行作業等
24	土			
25	日			
26	月	5	2.5	広報誌発行作業等
27	火	5	2.5	広報誌発行作業等
28	水	5	2.5	広報誌発行作業等
29	木	5	2.5	広報誌発行作業等
30	金	5	2.5	広報誌発行作業等
31	土			
計		(a) 111	(b) 55.5	
金 111,000 円			左記金額を領収致しました 令和 4 年 12 月 31 日 住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]	

1. 上記のとおり、勤務したことを証明します。

2. 上記の者（被雇用者）は、政務活動費の充当を自棄する者（次に掲げる者）ではありません。
 ・配偶者、二親等以内の親族及び同一生計者
 ・自己、配偶者又は一親等の親族の経営する法人職員
 ・自己が実質的に支配する法人職員

議員自筆署名： 増富義明

勤務実績表兼領収書

1 月分		氏名		
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動業務 従事時間数	政務活動業務内容
1	日			
2	月			
3	火			
4	水			
5	木	5	2.5	広報誌発行作業等
6	金	5	2.5	広報誌発行作業等
7	土	5	2.5	広報誌発行作業等
8	日			
9	月	5	2.5	広報誌発行作業等
10	火	5	2.5	広報誌発行作業等
11	水	5	2.5	広報誌発行作業等
12	木	5	2.5	広報誌発行作業等
13	金			
14	土			
15	日			
16	月			
17	火			
18	水			
19	木			
20	金			
21	土			
22	日			
23	月	5	2.5	広報誌発行作業等
24	火	5	2.5	広報誌発行作業等
25	水	5	2.5	広報誌発行作業等
26	木	5	2.5	広報誌発行作業等
27	金	6	3.0	広報誌発行作業等
28	土	5	2.5	広報誌発行作業等
29	日			
30	月	5	2.5	広報誌発行作業等
31	火	7	3.5	広報誌発行作業等
計		(a) 78	(b) 39	
金 78,000 円		左記金額を領収致しました 令和 5 年 1 月 31 日 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]		

1. 上記のとおり、勤務したことを証明します。

2. 上記の者（被雇用者）は、政務活動費の充当を自肅する者（次に掲げる者）ではありません。
 ・配偶者、二親等以内の親族及び同一生計者
 ・自己、配偶者又は一親等の親族の経営する法人職員
 ・自己が実質的に支配する法人職員

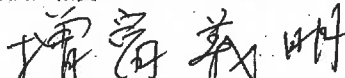
議員自筆署名： 増富義明

勤務実績表兼領収書


2 月分		氏名		
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動業務 従事時間数	政務活動業務内容
1	水	7	3.5	広報誌発行作業等
2	木	6	3.0	広報誌発行作業等
3	金			
4	土	5	2.5	広報誌発行作業等
5	日			
6	月	7	3.5	広報誌発行作業等
7	火	6	3.0	広報誌発行作業等
8	水	7	3.5	広報誌発行作業等
9	木	5	2.5	広報誌発行作業等
10	金	7	3.5	広報誌発行作業等
11	土			
12	日			
13	月	7	3.5	資料収集・整理
14	火	6	3.0	資料収集・整理
15	水	6	3.0	資料収集・整理
16	木	7	3.5	資料収集・整理
17	金	6	3.0	資料収集・整理
18	土			
19	日			
20	月	6	3.0	資料収集・整理
21	火	6	3.0	資料収集・整理
22	水			
23	木	6	3.0	資料収集・整理
24	金			
25	土			
26	日			
27	月	6	3.0	資料収集・整理
28	火	6	3.0	資料収集・整理
計		(a) 112	(b) 56	
金 112,000 円		左記金額を領収致しました 平成 5 年 2 月 28 日 住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]		

1. 上記のとおり、勤務したことを証明します。

2. 上記の者（被雇用者）は、政務活動費の充当を自棄する者（次に掲げる者）ではありません。
 ・配偶者、二親等以内の親族及び同一生計者
 ・自己、配偶者又は一親等の親族の経営する法人職員
 ・自己が実質的に支配する法人職員

議員自筆署名： 

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED] 電話 [REDACTED]	
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和 4年 10月 1日 から 令和 5年 2月 28日 まで	
就業場所	吉野川市鴨島町鴨島235	
職務内容	資料収集・整理、広報誌発行等作業、一般事務処理等	
就業時間 (休憩時間)	午前 11 時 00 分 から 午後 4 時 00 分 まで ()	
休日	土・日・祝日	
給与 (賃金)	時給1,000円	
給与支払	手渡し支給	
給与振込先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
		令和 4 年 10 月 1 日
雇用者	増富 義明	
被雇用者	[REDACTED]	

被雇用者は、政務活動費の充当を自粛する者（次に掲げる者）ではありません。

- ・ 配偶者、二親等以内の親族及び同一生計者
- ・ 自己、配偶者又は一親等の親族の経営する法人職員
- ・ 自己が実質的に支配する法人職員

議員自筆署名： _____

増富 義明